

平成30年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月11日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 代表質問

日程第3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 高橋勇樹 | 2番  | 今枝和子  |
| 3番  | 高田浩視 | 4番  | 寺町茂   |
| 5番  | 河村志信 | 6番  | 澤村均   |
| 7番  | 堀部好秀 | 8番  | 鏝本規之  |
| 9番  | 黒田芳弘 | 10番 | 臼井悦子  |
| 11番 | 道下和茂 | 12番 | 村瀬明義  |
| 13番 | 若原敏郎 | 14番 | 瀬川治男  |
| 15番 | 上谷政明 | 16番 | 大西徳三郎 |

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

|               |      |        |      |
|---------------|------|--------|------|
| 市長            | 藤原勉  | 副市長    | 早川謙  |
| 教育長           | 川治秀輝 | 総務部長   | 畑中和徳 |
| 企画部長          | 大野一彦 | 市民環境部長 | 洞口博行 |
| 健康福祉部長        | 久富和浩 | 産業建設部長 | 原誠   |
| 林政部長          | 古沢弘康 | 上下水道部長 | 翠直樹  |
| 教育委員会<br>事務局長 | 溝口信司 | 会計管理者  | 金森利泰 |

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

|        |       |      |      |
|--------|-------|------|------|
| 議会事務局長 | 杉山昭彦  | 議会書記 | 坪内重正 |
| 議会書記   | 鈴木友理香 |      |      |

---

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において、代表質問、一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 白井悦子君と11番 道下和茂君を指名いたします。

---

## 日程第2 代表質問

### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、代表質問を行います。

市政自民クラブ代表 13番 若原敏郎君の発言を許します。

若原敏郎君。

### ○13番（若原敏郎君）

皆さん、おはようございます。

市政自民クラブから代表質問をさせていただきます。

その前に、今月に入り大きな災害が起きました。9月4日、台風21号が非常に強い勢力で、四国から近畿地方を抜けていきました。暴風域は近畿や中国、東海・北陸に及び大雨や暴風雨を伴い、記録的な高潮被害をもたらし、各地で被害が相次ぎました。関西空港が高潮により冠水しているとのこと。また、タンカーが関西空港連絡橋に衝突した映像は、一体何が起きているのかと目を疑いました。また、衝撃が冷めやらぬうちに、9月6日未明、北海道で最大震度7の地震が発生しました。国内で震度7が観測されたのは6回目で、2016年の熊本地震以来だそうです。地震により、北海道内は、一時的とはいえ全戸停電になりました。被害は、土砂崩れが人家を巻き込み、道路が波打ち、個人の生活や経済活動に甚大な影響をもたらしていて、これはもう本当に想像がつきません。6月には大阪府北部地震から7月の西日本豪雨の洪水災害、今月の台風、地震災害と、自然災害で多くの方が亡くなりました。亡くなられた方への心からの御冥福をお祈り申し上げます。また、けがをされた方、家屋が倒れるなど被災された方へのお見舞いを申し上げます。

幸いにもこの地方は、最近では大きな災害が起きていません。これを教訓に、本巢市としても、我々個人としても、さらなる地震、暴風雨、洪水に対する備えや停電に対する備えをするなど、一人の死者も出さない災害対策をしていかなければならないと反省をしたところであります。

それでは、質問に移らせていただきます。

1番目の新庁舎建設に向けての今後はということであります。

質問理由としまして、平成16年に新市として本巢市が誕生しました。今年度は、15年目を迎えております。南北に細長い本巢市は、分庁舎方式で進めてまいりました。糸貫分庁舎が老朽化し、今後、建物を改修するか、移転するかが問題となっております。分庁舎方式をとっていることで、それぞれの施設で維持管理費が増大し、非効率であります。これをいつまでも続けてよいのでしょうか。また、7月豪雨や仮に北海道で起きたような地震のような災害を受けたときの市としての行動は、分庁舎方式では手おくれになるのではないかと懸念される声も出ております。

合併以前からそれぞれの旧町村に庁舎があり、現在、分庁舎方式として使用していますが、どれも立派な庁舎ではありますが、帯に短したすきに長しで、どこも統合して本庁舎としては使えないと考えられます。それぞれの部に職員を配置し、建物は耐用年数を気にしながら維持しているのが現状であります。

そこで、新庁舎統合については今が決断の時期と考えますが、市長の今後の方針をお伺いいたします。分庁舎方式を継続するに、今、弊害となっていることはどんなことが考えられるでしょうか、市長にお伺いいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

おはようございます。

それでは、御質問にお答え申し上げたいと思います。

最初の御質問でございます、分庁舎方式を継続するのに弊害となるのはどうなんだという御質問でございます。

本巢市は、平成16年2月の合併以降、旧町村役場を庁舎といたします分庁舎方式により、それぞれの庁舎において行政運営に当たっているところでございますが、まず先ほどお話にもございましたように糸貫分庁舎の西棟につきましては、築後49年が経過し、老朽化の進行による建てかえの必要が生じております。また、その他の庁舎につきましても先ほどお話のように、数年以内に大規模改修の必要というのは見込まれている状況でもございます。

このように、現在の分庁舎方式を維持継続することは、維持管理費の面におきましてもそれぞれの庁舎が老朽化することで、今まで以上に経費を要することが見込まれる状況でございます。また、庁舎には災害発生時の拠点施設としての重要な役割があり、災害対応に当たる職員が各庁舎に分散していることは、先ほど御質問にもございましたように、危機管理の面におきましても非効率であ

るというふうに考えております。さらに、市民サービスの面からも、各分庁舎に異なる部局を配置していることから、市民に対しワンストップでサービスを提供することへの弊害も出ていると考えております。

このように分庁舎方式を継続することは、効率のよい行政運営を進めていく上で課題があるというふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

次へ行きます。

8月24日付で本巢市庁舎統合検討有識者会議から、庁舎統合のあり方について意見書が提出されました。その報告を議会初日に受けましたが、改めて内容をお聞きしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2点目の有識者会議の報告についてお答え申し上げたいと思います。

本定例会の行政報告におきまして、初日に御報告させていただいておりますけれども、平成28年に本巢市庁舎統合検討委員会から、現在の分庁舎方式を改め、統合庁舎方式とすることが妥当であるとの報告を受け、あわせて統合する場所や方法については検討する必要があるとの附帯意見をいただきましたことから、平成29年度より本巢市庁舎統合検討有識者会議を立ち上げ、有識者による検討を重ねてまいりました。

有識者会議におきましては、人口重心、また南海トラフ巨大地震などの災害対応、また災害対応機能強化、また交通の利便性、また財源の確保など多方面にわたり御検討をいただきました。その結果、8月24日に有識者会議として、新たな場所に新築し統合することが適当であるとし、まだ仮称ではございますけれども、本巢パーキングエリア周辺での建設が妥当であるとの意見をいただいたところでもございます。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

3番目に行きます。

庁舎統合検討有識者会議の意見は、今お聞きしました新たな場所に新築するということでもあります。場所についても案が示されておりました。それを受けて、市長の考えと今後の計画はどのようにされるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、3点目の市の庁舎統合への考え方と今後の計画ということでの御質問にお答え申し上げます。

本市の庁舎統合につきましては、ちょっとさかのぼりますけれども平成19年に本巢市庁舎整備検討委員会に検討をいただいてから、平成28年には庁舎統合検討委員会、そして今回の庁舎統合検討有識者会議と3つの委員会や会議などで検討を重ねていただき、それぞれの委員会などから庁舎整備に関する御意見をいただいていたところでございます。

本巢市も合併をして15年目を迎えて、糸貫分庁舎の老朽化が著しく進行しているなど、早い段階での対応を考えていかなければなりません。また、南海トラフ巨大地震の発生も予測される中での防災への対応、また、進展する高齢化社会への対応などを考えると、今後も市民サービスに影響が及ぶことがないよう健全な財政運営が求められており、庁舎整備に関しては、将来の財政負担の軽減も考慮しながら慎重に考えていかなければなりません。

そのため、議員の皆様を初め各種団体の皆様にも参画いただき、新たな検討委員会として庁舎整備検討委員会を立ち上げ、過去の委員会や今回の有識者会議の意見も踏まえながら検討を重ねていただき、本市の庁舎整備方針の決定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

市長のお考えは大方わかりました。

今後は、早期に庁舎統合の整備の検討委員会を立ち上げていくということでありました。そこでは十分な議論をしていただきまして、本巢の市民全体の中では、南北に長いことから、北から南からいろんな考えをお持ちの方がいると思いますので、そこで十分議論していただきたいなあとこんなことを思っております。

本巢市は、中心市街地となる場所が誰でも認めるここという場所は鮮明にはありません。市民がそれぞれの思いで、中心地はこのあたりということを中心に描いていると思います。しかし、統合となると最終的には1カ所を選ばなくてはなりません、庁舎ができますと、そこはその関連で回りが大きく発展・開発されていくと考えております。市長が言われましたように、長期的な展望を持って将来を見越して、多数の大多数の総意で納得できる場所を選定いただき、早期に進めていただきたいなあとこんなことを私も思っております。どうかよろしく申し上げます。

次、4番目に行きます。

合併特例債は、まさに合併し誕生した新市の統合庁舎を建てるために国が用意したような特例債

であります。10年間で方向性がまとまらず、この特例債が延期されてきたことは本巢市にとって幸運としか言いようがないと私は考えますが、他市の例からを見ても、特例債を活用し、これからの5年間で完成するのは容易なことではないかとそんなことを思っております。4番目の質問としまして、合併特例債、期限が延長されたことによる影響について市長にお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、4点目の合併特例債の期限の延長についての影響ということでの御質問にお答え申し上げたいと思います。

合併特例債につきましては、これまでも市域の均衡ある発展を推進するための公共施設等の整備事業に活用してきたところでございますが、当然、庁舎の整備に当たっても有効な財源の一つであるというふうに考えておりました。しかしながら、合併特例債の発行期限が近づく中で、糸貫分庁舎の老朽化対策、また、災害時における対応等において庁舎統合の必要性というものは認められながらも、場所や方法についてさまざまな御意見があり、統合庁舎の整備に活用する計画策定には至っておりませんでした。こうした現状の中で、合併特例債の発行期限の5年延長と、また、庁舎統合検討有識者会議から庁舎統合すべきという新たな報告がございました。

今後、この報告を踏まえ、新たに設置いたします庁舎整備検討委員会におきまして、市としての整備方針の検討が進められますが、財源の確保も大変重要でございます。財源の確保を検討する中で、大変有利な財源である合併特例債の期限が再延長されましたことは、発行期限内での庁舎整備計画が進むようであれば、合併特例債を活用することで市の財政状況にも大変よい影響があるというふうに考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

特例債も活用していくということでもあります。岐阜市の庁舎建設が始まりました。市長等の専用エレベーターが問題になり、変更にもなりました。市政自民クラブで視察に行った新城市でも、無駄なところがあると住民投票まで実施され、大変長期にわたって検討が続いたということもお聞きしました。設計の段階から市民が納得できるものとしていただきたいと。また、十分な計画と市民に説明をしていただくよう、納得のできるものをつくっていただきたいと要望をしておき、この質問に対しては終わらせていただきます。

次に、2番目の質問としまして、「しんせいほんの森」の機能強化についての質問をいたします。本巢市には、立派な市立図書館があります。

7月に東京で政経セミナーに参加し、講師の片山善博氏はこんなことを言ってみえました。地方

自治体にとって、皆さんのところにある市立図書館は極めて重要だと、大いに活用していただきたいと講演されました。なぜかといいますと、地方分権とは、単に権限や財源を国から自治体に移譲するのではなく、地方みずから考え、判断することができて初めて実が得られるものだと言われました。思考の枠組みは、中央官庁から与えられるものではなく、自治体のみずからに合ったものを形成しなければならない。それには、自治体が必要とする知識や情報も中央官庁に頼ることなく、自前で調達しなければなりません。知識や情報が得られる自前のシステムが存在して自立が可能になります。地方分権のとりでとして、知識、情報収集に県立図書館をバックに控えた市立図書館の役割があるとセミナーで講演されていました。

そこで、本巣市立図書館しんせいほんの森について伺います。

現在の本巣市立図書館の役割はどうであるかということをご考えられていますか、教育長にお伺いをいたします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

現在の本巣市立図書館の役割についてお答えします。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠かせないものです。「しんせいほんの森」は、それらを踏まえて特に4つの役割を果たしています。

1つ目は、読書を通じた生きがいづくりの役割です。ほんの森には、幅広い年代やさまざまな興味・関心に対応できるよう約8万6,000冊の本を蔵書し、図書館本来の読書機能を充実させています。子どもを対象にしたボランティアによる本に親しむ読み聞かせなども手厚く行っています。

2つ目は、子育て機能としての役割です。幼稚園に入園する前の幼児と保護者対象のお話教室、乳児健診でのブックスタート、幼年親子向け広報紙の発行などを行っています。

3つ目は、さまざまな学習の役割です。各教科や各ジャンルの参考図書を整備するとともに、学習スペースに座席を51席設置し、特に若者の自学の拠点として位置づけています。そのほか高木貞治博士コーナー、杉原千畝展など、ふるさと本巣、ふるさと岐阜の学びの場ともなっています。

4つ目は、情報発信としての役割です。県立図書館と連携し、県が企画するセミナーや司書研修会に参加し、司書の資質向上を図るとともに、その内容を市内小・中学校の司書に研修を通して情報発信を行っています。さらに、県が所有する絵本や紙芝居なども借用して、子どもの読書意欲の向上や市民の学びにつなげています。

今後は、さらに県図書館との連携を強化し、新しい情報を多くの市民にわかりやすく発信していきたいと考えております。また、もっと子どもたちが来なくなる図書館を目指し、本好きな子どもが読書のリーダーとなり、友達を呼び込むというコンセプトで子ども司書制度をつくっていきます。さらに、読書記録を一生残せるように、読書通帳制度を取り入れ、人と人、人と本の触れ合いが

生まれる、手づくりで温かい「しんせいほんの森」らしさを強く打ち出していきたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

教育長さんから答弁をいただき、「しんせいほんの森」もやはり子育ての場とか、小・中学生の学習の場とか、また、市民に対しても情報提供を現在しているというお答えをお聞きしました。まだ学習するところも51席とたくさんあるということで、多くの方が利用できる場になっていると、こんなことを思っております。さらに、先を見て充実させていただきたいとこんなことも思っております。

2番目に行きます。

これからの図書館像として、文部科学省の資料の中にこんなことが書いてありました。

今後の図書館は、文化教養機能に加え、課題解決支援機能を充実する必要がある。課題解決とは、例えば、利用者である住民が、法律上の問題を解決するために法律を勉強したり、新聞記事を検索して事故の発生の原因を分析したりする際、図書館が情報提供によって支援をすることだ。そのためには、サービスや組織のあり方を見直すことも必要です。地方公共団体を、知識や情報を収集・分析・利用して業務を行う活動組織と捉え、地域課題の解決に取り組む自治体職員を図書館が支援することを通して間接的に市民サービスの向上を図る視点が必要ですとありました。このような業務を遂行するには、館長さん、司書さんは相当な権限が必要であり、本の購入や県立図書館との連携も必要ですが、市民の知識、情報の提供者としての重責を担っているものと改めて思い直しました。このようなことから現在、市の組織としての位置づけはどのようになっているのでしょうか、教育長さんにお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

市の組織としての位置づけについてお答えします。

「しんせいほんの森」は、生涯学習を担う教育委員会社会教育課の中の組織として位置づいております。

職員体制は、館長1人、専任図書司書2人、事務補助員1人の4人体制で運営しています。7月、8月の2カ月間は、事務補助員を1人ふやしております。4人の職員は、図書館司書の資格を有しており、その専門性を発揮しているところでございます。

市民からは、職員の対応が気持ちいい、新書を借りたいときに探しやすいなどのお声をいただいておりますが、ここ数年の利用者数は減少しており、先ほど申し上げた、さらに魅力ある図書館へ

の改革と市民に届く情報発信、そして、市民の課題解決に役立つということが必要だと感じています。

これらを確実に推進し、企画力や想像力、経営能力を十分に発揮できる組織体制の見直しを進め、市民が足を運びたいくなるような図書館を目指してまいりたいと考えています。また、先ほど申し上げた県図書館との連携のもと、「しんせいほんの森」が市の拠点となって、3つの公民館図書室、さらには12の小・中学校の図書室に、情報発信、情報共有がさらにできるシステムも構築してまいります。

[13番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

若原議員。

**○13番（若原敏郎君）**

ありがとうございました。

専門の司書さん、事務員さん、また館長さん4人体制でやっているということでもあります。さらに聞くところによりますと、正職員さんではないというふうには理解しておりますが、継続してやっていくためには、やはりその地位が、またその職が保障されていないといけないと、こんなことを感じておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

これは市民からの声で、図書館を利用されている方が、昼食時間になると外へ行かないかと、お茶を飲んで休憩する場所もない、館内で飲食はできませんので、併設で飲食ができる場所が欲しいなあというような要望がありました。無料の貸し本屋さんなら現状でも構いませんが、市民の方が広く利用されるような、先ほどの子育ての親子の場所と、また本の読み聞かせとか、また児童・生徒の学習の場所、また大人が触れ合う場所、また知識、情報収集の場所として大いに図書館が利用されておりますので、要望がありました市民に対して、便利なちょっと飲食のできる場所を併設していただけるとありがたいと思っております。これは事務局長さんにお尋ねするんですが、よろしくお願ひします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

それでは、飲食のできるコーナーを併設することについてお答えをさせていただきます。

現在の図書館に求められております役割といたしましては、本を貸すという貸し館だけではなく、市民が来館し、快適な環境の中、本を読んだり、学習したり、調べたり、体験をしたりすることができる機能を果たす役割がございます。来館者の中には、長時間滞在される方もお見えになっておりまして、飲食のできるコーナーの併設が必要であるというお声もいただいております。

しかしながら、本来の図書館機能であります蔵書を十分に市民のニーズに応じて努めてきたとこ

ろ、開館当時から蔵書数が約2倍以上になっております。十分なあきスペースがない状態となっており、飲食のできるスペースを確保しよういたしますと、蔵書のほか、展示、学習といった図書館の機能に影響を及ぼす可能性もあります。

そこで、本来必要な図書館の機能を大切にしながら、「しんせいほんの森」の施設外、また真正公民館に飲食ができる場所を確保していきたいと考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

よろしく申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

ここからは各部の本年度事業の推進についてをお聞きしたいと思います。

1番目の質問ですが、本巢市が今進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略、この事業は、国やまた地方版の総合戦略も2015年から2019年の5年間の政策目標とされております。その間、交付金として国から財政支援を受けてきております。ジビエの6次産業化もまだ軌道に乗っているとは言えません。また、目玉となります移住・定住に向けた小さな拠点整備事業。根尾のシェアオフィスGIDS（ギッズ）、couch（カウチ）のお試し移住支援の拠点としての成果も上げているとお聞きしました。これからもこれは続けていかなければなりません、現在、87事業、大方は継続すべき事業と考えますが、市としては、目標年度が過ぎても自主財源でこれを継続されていく覚悟でございましょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の期間が、平成27年度から31年度までの5カ年でござい、ますことから、来年度が計画の最終年度となります。

平成32年度以降の次期5カ年の総合戦略につきましては、本年6月に国のまち・ひと・しごと創生本部が、まち・ひと・しごと創生基本方針2018におきまして策定することを決定しているところでございます。現時点では、次期地方版総合戦略の策定に関する詳細については明らかにはなっておりませんが、この地方創生の取り組みは、持続性のある長期的な視点から取り組むことが必要でございまして、必ずしも一朝一夕に成果が出るものではないと考えております。

したがって、現行の総合戦略により実施をしております事業につきましては、国の動向を注視しつつ、基本的には平成32年度以降におきましても、地方創生事業として取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鐔本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

国が平成32年度以降も決めているということで、本巢市もそれに従って継続されていくものと考えてよろしいでしょうか。

それでは、大切などこの自治体も同じようなことを進めているわけですが、やはり本巢市としましても大変少子・高齢化が進む中、大変継続してやらなければならないとスタートしておるわけですので、改めて続けてやっていただきたいと、こんなことを要望します。

2番目の質問に移ります。

国においては、市町村の消防の広域化による消防力の強化を推進し、岐阜県では、岐阜県消防広域化推進計画が策定され、これにより本巢市を含め岐阜地域4市1町は、本年度から岐阜市へ事務委託方式で岐阜市消防本部に加入しました。

この夏は、全国で異常な猛暑が続き、熱中症と見られる患者が多数救急搬送されたとニュースで聞きました。本巢消防だけではこのことについて十分対応がとれたのでしょうか。また、広域連携で岐阜市まで応援に出動したのか、また7月の豪雨、8月の台風と災害時に救急搬送が十分であったのか懸念されるところであります。

そこで、消防の広域化により岐阜市消防本部が本巢市の常備消防を担って4月から5カ月ほどたったと思いますが、実質はどうであったかお聞きしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、消防広域化の影響ということでございます。

常備消防の体制につきましては、今年度4月からこれまでの本巢消防事務組合から岐阜地域4市1町による消防広域化によりまして、消防力が強化されたというふうに考えております。

本年6月議会の一般質問でもお答えさせていただきましたが、消防広域化によりまして、消防本部機能が岐阜市に一本化されたことによる職員体制の強化、行政区域を超えた出場が可能となったことによる出場体制、支援体制の強化、高い専門性を持った高度救助隊や特別救助隊が編成されたことに加え、特殊車両や高機能資機材、高機能消防司令センターが利用可能になったことによる災害への対応力の向上が図られております。

少し例をお話しさせていただきますが、今年度の火災対応といたしまして、本年5月に発生いたしました根尾口谷地内における建物火災発生時におきましては、広域化前であれば消防車4台、人員12名で当たったと想定されておりますが、隣接の山県市の山県消防署、美山分署、岐阜市の北消防署及び黒野分署などからも出動がございまして、指揮車や消防車両など全11台、人員37名での対

応となりました。さらに、7月の下真桑地内における建物火災時におきましては、真正分署が他の災害対応中で不在であったものでございますが、隣接の瑞穂消防署及び巢南分署や岐阜市の中消防署の島分署からの出動によりまして、迅速な消火活動が行われております。

また、平年の2.5倍の猛暑日となったとも言われる7月から8月の酷暑につきましては、非常に熱中症等々が多発したわけでございますが、本巢消防署管内の緊急搬送では、前年比25%増となる62件の緊急搬送がございました。これも広域的なスケールメリットを生かした救急隊の出動により対応されております。このように、消防力強化による災害対応力の向上が実現できていると実感しているところでございます。

今後につきましては、さらなる消防力の向上を目指しまして、本年5月に岐阜市消防本部におきまして決定されました消防庁舎適正配置計画に基づきまして、より効率的で効果的な消防体制が構築できるよう署所の適正配置に取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

消防が広域化されたことにより、さらに強化されたという答弁をいただきまして、根尾の火災やら真正の火災のときには、大変応援が入り対応がよかったとそんなことをお聞きし、また、熱中症の患者さんの搬送時には対応が十分にできたということをお聞きして、安心をいたしました。さらに、スケールメリットを生かして充実させていっていただきたいと、こんなことを思っております。よろしくをお願いします。

次に行きます。

3番目の平成30年度から県が財政運営の責任主体となり安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営には中心的な役割を担い、市は地域の住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料の決定、賦課徴収、保険事業など地域におけるきめ細かい事業を引き受ける引き続き担うこととなりました。仕組みが変わりましたが、以前にもお聞きしていると思いますが、市の影響はほとんどないということをお聞きしておりますが、改めて市への影響をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをいたします。

今、議員さん申し上げたように、平成30年4月より岐阜県が保険者となり、市町村は被保険者の資格管理や医療費の支払い、保険税の賦課徴収などを引き続き行っておりますが、県は、医療費に

相当する額を全額保険給付費等交付金として市町村に交付し、市町村は、被保険者からの保険税を事業費納付金として県に納めることになったところでございます。

財政運営の仕組みは大きく変わりましたが、被保険者の医療の受け方は変わっておりません。また、保険税も市町村に納めることや各種申請・届け出などもこれまでどおり市町村での手続となっており、現在のところ、制度変更による影響はほとんどないという状況でございます。

今後の市・市民への影響につきましては、特定健診・特定保健指導の受診率の向上、またジェネリック医薬品の普及促進など医療費適正化の推進によりまして、医療費の抑制に努めているところでございますが、医療の高度化等によりまして、1人当たりの医療費は増加しており、県への事業費納付金も今後ふえていくことが考えられます。被保険者から徴収する保険税を主な財源として、事業費納付金を納めていることから、今後、医療費が上がれば県が示す標準保険税率も上がるということが予想されます。そうなりますと、保険税の増額を検討していくことが考えられるということでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

ありがとうございました。

今の答弁の中から医療費の増加が懸念される中、健診等で重症化を防ぎ、医療費の抑制に努めていっていただきたいとこんなことを思います。また本巢市は、保険税の収納率も高いと聞いております。保険税の増額はできる限り避けていただけるように要望しておきたいと思います。

4番目の質問に行きます。

まだまだ働ける人が病気で亡くなると非常に寂しい気持ちになります。最近、特にがんや循環器の病気などでも早期健診で見つかれば完治や予防で防げる病気になっております。本巢市の健康診査事業は、受診率向上に積極的と聞いております。特に、未受診者への受診を奨励していただきたいと考えております。そこで各種の健康診査、がん検診の受診率向上に向けての市の取り組みをお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員御質問の各種健康診査・がん検診の受診率向上に向けての取り組みにつきましては、節目健診、青年健診、特定健診、すこやか健診、各種がん検診におきまして、さまざまな取り組みをしております。

まず、毎年、全世帯を対象に実施しております家族調査票でございます。この調査票には、各世帯ごとにその御家族それぞれが翌年該当する健診とがん検診が表示されておりますので、記入の際

に必要性を考えて希望していただくことで受診行動につながっております。また、受診される年齢層を考慮し、健診によっては8月に受診日を設け、学生や親子、夫婦での受診をふやすことや、働く方のために1年のうち前半と後半に6週間程度の受診期間を設定するなど、より受診しやすい環境を整えることで受診率の向上に取り組んでおります。

特に、がん検診につきましては、無料健診に該当する方への受診勧奨や無料クーポンの配付を行い、健診受診の動機づけとしております。また市役所、各庁舎、市内医療機関を初め主要金融機関のATM窓口、ホームセンターやドラッグストアへのポスター掲示による周知も実施しております。このほか、生命保険会社と協定を締結し、生命保険に加入されている市民の方へ生命保険担当者が戸別訪問する際に、本市が実施するがん検診の受診を勧めていただいております。

さらに、平成31年度からは、県の実施する清流の国ぎふ健康ポイント事業を本市においても実施し、各種検診の受診や健康づくりイベントに積極的に参加していただけるよう、現在その事業内容について検討をしております。

今後こうした受診率向上のための取り組みに努めてまいりたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

担当部においては、受診率を上げるように努力していただいております。がん検診については、初めてがん検診を受ける方は大変ハードルが高いと思います。無料検診に該当するときは、ぜひ検診・受診を受けるように啓発をお願いしたいと思います。これは、がんの発見は、おくれれば本人にも周りに与える影響も大変大きいと考えられます。よろしく願いしたいと思います。要望します。

5番目に行きます。

今年度4月から道の駅織部、うすずみ温泉四季彩館などを民間に委託されました。およそ5カ月、半年が過ぎ、利用者の皆さんに定着してきたかとも思います。民間の集客力はありますので、利用客はふえたと感じます。また、働く従業員の方にちょっとお聞きしましたが、何の変わりもないですよと、こんなことを聞きました。また、地元で農産物を出して見える方は、ことしの夏は高温でいいものがとれなくてねえというような意見は聞きましたが、不満の声は聞こえませんでした。民間の力を借りての営業は本当によかったなあと私も思っております。しかし、南部のほうに大野町ですが、道の駅が新たにできたことや、また温泉は、各地にあることによって地理的条件で苦戦しているのではないかと、こんなことも感じております。指定管理を民間に任せた道の駅織部の里もとすなどについての市民の反響があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

## ○産業建設部長（原 誠君）

道の駅織部の里もとす、NEO桜交流ランド、NEOキャンピングパーク及びうすずみ特産販売所の観光施設につきましては、平成30年4月1日より一般社団法人もとす振興公社に変わり、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が新たな指定管理者として施設運営を行っているところでございます。

御質問の指定管理を民間に任せた道の駅織部の里もとすなどの市民の反響はについてですが、シダックス社による指定管理が開始され5カ月余りがたちますが、市民から市に対して直接御意見や御要望などは伺っておりませんが、シダックス社が行っている施設利用者へのアンケート調査によりますと、施設のリニューアルとシダックス社に運営が変わったことで、オープン1カ月余りはスタッフがふなれなことがあり、全体的にレジの流れが悪い、またレストランについては、以前の味やメニューのほうよかった。また、野菜や特産品の数が減って残念など不評的な意見が寄せられておりました。そこで、シダックス統括責任者及び各施設の責任者、また市の担当者によって毎月開催しております本巢市観光施設定例会において、こういったアンケート結果を分析し、改善に取り組んだ結果、次第に、野菜が新鮮で種類も豊富になった、以前より買い物がしやすくなった、また来たいなど好評的な意見が多く寄せられるようになってきました。

特に、今回リニューアル工事で新たに設置したパン工房での焼きたてパンについては、種類が豊富でとてもおいしいと大変好評を得ているところでございます。また最近、情報系ニュース番組でも取り上げられました。

今後につきましても、新鮮な野菜や特産品を多く取りそろえるなどとともに、定例会メンバーに加え、市民、施設利用者、施設利用団体等の参画による本巢市観光施設向上委員会において、委員の皆様方から御意見やアドバイスをいただきながら、多くの施設利用者の方に満足していただけるように努めてまいりたいと思っております。

[13番議員挙手]

## ○議長（鰐本規之君）

若原議員。

## ○13番（若原敏郎君）

まずまずの滑り出しと思います。本巢市から指定管理料が払われて、また、シダックス社から納付金をいただくという、このバランスを考えますと、まだまだ至らないかもしれませんが、今後充実させていただければ、また南部のほうの同業者との競争もありますが、しっかりと協議していただきまして発展させていただきたいとこんなことを思って、それを要望としておきます。よろしくお願ひします。

最後の6番目に行きます。

最近になり、本巢市の水道事業における有収率の低下が目立ちます。老朽管が経年劣化し、配水量に対し有効に利用されていないか、いわゆる漏水がひどくなってきたのではないかと考えられます。他市においても有収率改善に向けて取り組みがされておるところであります。有収率は、水道

管の更新が進むほど改善され、高くなっていくというデータが出てくるのは当然であります。また、漏水によるコストロス算定など、今後の方針を具体的な取り組みを立てておられますが、本巢市においてはどうか。全国平均の有収率は90%以上となっていますが、本市では水道事業の有収率73.7%は、極めて低いと考えますが、どう対策を立てておられるのかをお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、議員御質問の上水道の有収率73.7%は極めて低いと思われませんが今後の対策についてお答えさせていただきます。

本市におけます有収率につきましては、平成23年度までは80%台で推移しておりましたが、平成24年度以降70%台に転じている状況でございます。また、県内市町の平成28年度の平均有収率でございますが80.5%、本市におけます平成28年度の有収率は76.2%となっております。

平成29年度の有収率につきましては、議員御指摘のとおり73.7%で、残りの26.3%につきましては、自治会や消防団、消防署によります防火消防訓練活動などに使用する水、また、給水区域の末端などに設置してあります自動排水弁による排水などの無収水量のほか、管路の老朽化に伴います漏水による無効水量が主な原因でございまして、26.3%のほとんどはこの漏水によるものであると考えております。

漏水に伴います年間の修繕件数についてでございますが、平成25年度から平成28年度までの平均件数は約110件、平成29年度では188件と毎年多くの漏水工事を行っているところでございます。

この漏水の原因の一つでございますが、昭和50年代に布設した管路が法定耐用年数40年を経過する時機に到来しているためであると考えておりまして、今後も漏水が増加するものと予想しております。

現在、布設年度の古い管路や漏水履歴のあります路線を中心に管路の改良工事を行っておりますとともに、老朽管を中心に漏水調査を実施するなど、早期発見、早期修繕を目指して有収率の向上に努めております。また、今後につきましても漏水調査方法などを研究しながら継続して漏水調査を実施していきますほか、老朽管の更新につきましても計画的に実施してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

[13番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

若原議員。

○13番（若原敏郎君）

老朽管がたくさんあり、今では対応ができないほどあるようなことをお聞きしました。計画的に件数をふやして対応していくという、布設の交換をしていくということでもよろしくお聞かせしたいと思います。

いろんな調査をしていただきまして、漏水のひどいところは配水の圧力を下げるなどして減圧調整をしながらでも老朽管の漏水を少なくしていただきたいなとこんなことを思っております。布設がえのほうをどうか進めていただくことしかありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと2分ありますので、林政部長さんには質問はありませんが、今回全ての部長さんに質問しようと思つたわけですが、どうしても林政のほうは私も余り詳しくありませんので質問はありません。本巢市の根尾地域は大変な豪雨地域と聞いております。またニュースでも知りました。本巢市においても森林整備がおくると土砂災害が発生し、被害につながるものが懸念されます。ことしは林政経営には欠かせない林地台帳整備事業が始まりまして、今年度はシステム導入と聞いております。本巢市の森林整備は大変重要と考えておりますし、南部の私たち市民としましては、自然の貴重な水を飲料水や工業用水、また農業用水に利用させていただいております。また、森林は洪水災害からも守るといふ重要な役割がありますので、今後とも整備を進めていただきたいとこんなことを思ひまして、質問はありませんけれどもよろしくお願ひします。以上で、市政自民クラブからの質問を終わります。どうもありがとうございました。

---

### 日程第3 一般質問

#### ○議長（鰐本規之君）

日程第3、一般質問を行います。

4番 寺町茂君の発言を許します。

寺町議員。

#### ○4番（寺町 茂君）

ことしは北陸地方の大雪に始まって、たび重なる豪雨、さらに猛暑、台風と、非常に災害の続出を現在までしている年でございます。多数の方がお亡くなりになられたりとか、甚大な被害が出ている地域がかなりあるということで、御冥福をお祈りするとともにお見舞いを申し上げたいと思ひます。

そこで、私は防災について最初に質問させていただきたいと思ひます。

地震が先般、北海道でありましたが、地震が発生した地域を阪神淡路大震災の後を順に見ていきますと、熊本、島根、それから能登半島沖もありましたし、新潟、長野、東北、今回北海道と、こうしてみると、すっぽりあいているのが東海地方かなとこんな感じを受けておひまして、非常に住民の中にも不安を持たれている方が多いのではないかとこんなことを思うわけです。そんな中で、大阪北部地震におきまして、ブロック塀の倒壊により非常に若い児童の命が失われたという痛ましい事件がございました。まだほかにも民間住宅のブロックによって、児童の安全確保のために出られていた方も亡くなられたとこんな事例がございまして、ブロック塀についての助成をしたらどうやという意見があちこちから出てまいりまして、調べてみますと、名古屋市であったりとか、岐阜県でいうと岐阜市、各務原市とかが実際に助成を行っている。資料として今回7月に岐阜市さんがそれに合わせるように募集の要項を発表されまして、先般は新聞でお隣の北方町もそのような助

成を補正予算で組むというふうなお話が出ております。条件つきで限度額を決めたりとか、通学路に面しているブロックについてはこうだというふうな条件がついておったかと思いますが、こういった助成について本巢市においても考えてはどうかというふうなことを思うわけですが、まず最初にこういった助成制度が現行あるのかないのかということをお尋ねするのと、もしなければ、今後その導入についてどのようにお考えであるかということをお尋ねしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問のブロック塀撤去に係る今後の制度の導入についてお答えをさせていただきます。

現在、市では狹隘道路に面した塀等の撤去については、一定の条件のもと、撤去費用の一部を補助金として交付をしておりますが、事業の目的が、消防活動や日照等の観点から道路幅員を確保することが事業の目的となっております。

県内の他市町のブロック塀、撤去に係る補助事業の状況につきましては、緑化などを含めブロック塀の撤去に係る補助制度を実施する市町は9市町村です。6月18日の大阪北部地震において起きたブロック塀倒壊事故後、新たに制度をつくる市町は2市でした。なお、9市町村においても、倒壊事故防止のための制度として追加する市町が6市町村あります。補助率等につきましては、通学路の補助率や、上限額を他の道路とは区別してふやしている市町がほとんどであります。

国におきましても、南海トラフ地震など大規模な震災が発生すれば、住宅密集地の通路や通学路では、人命にかかわる事態になりかねないことから、倒壊したブロック塀が緊急車両の通行や被災者の避難の妨げになる可能性も高いことが考えられるため、平成31年度概算要求で、ブロック塀等の除却・改修等の支援を掲げているところでございます。

本市におきましても、国の支援制度の状況を確認しながら、県や他市町村の状況も注視し、撤去費用の補助について実施するように検討してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

現行、消防活動とか日照等の観点から行われているというふうなお話でございましたが、国のほうで平成31年度概算要求でそのような補修の支援を行うというふうなお話を聞けましたが、本市としては、目標としては何年度を目標にこういった制度を導入されるのかというふうなことが、あくまでも目標ですけどお聞きできたらありがたいかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

ただいま答弁をさせていただきましたが、現在国のほうで、31年度概算要求で国交省が、市町がこういったブロック塀の除却・改修についてに係る支援というものを要求を行っているところがございますので、こういった国の支援状況を確認しながら、また先ほど申しましたように他市町の状況も注視させていただきまして、来年度こういった国の状況と合わせて進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔4番議員挙手〕

**○議長（鐔本規之君）**

寺町議員。

**○4番（寺町 茂君）**

目標としては31年度他市町の状況を見てということで、できるだけ早期制定をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

7月に大雨に関する特別警報が発令されまして、非常に不安な一夜を過ごされた住民が非常に多かったかと思ふに思ふ。今回は、近々というか近年根尾川の砂利採取をされた、それに河畔林の伐採等もあって非常に速やかに水が流れたこともありまして、水によるさほど大きな災害はなかったわけですが、かねてから山口の頭首工が危険頭首工であるというような指定を受けておりまして、これについて改修の計画があるというようなお話を聞いております。山口頭首工で河川事故が起きれば、当然、本市は非常に甚大な被害をこうむると同時に下流の市町においても、非常に甚大な被害が出るものと想定されます。山口頭首工の改修が行われるということで、その概要と実施計画と見通し等についてお答えをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

**○産業建設部長（原 誠君）**

議員御質問の件について、山口頭首工の今後の見通しと危険性の軽減についてお答えいたします。

一級河川根尾川に設置されております山口頭首工は、昭和22年に築造された農業用水利施設であり、建設後70年を経過し、老朽化が著しいことから、土地改良施設維持管理適正化事業や災害復旧事業を活用して、現在まで施設機能を保全しております。

当施設は、本巢市、岐阜市、北方町、大野町に取水を行う重要な農業水利施設の機能のほか、豪雨等による根尾川の異常出水時の流水の安全な流下及び糸貫川への流水を遮断し、洪水を予防する防災機能も有しております。

施設機能を維持しているものの、国からの改善措置指導や県での健全度調査により、頭首工下流側の根尾川護床ブロックの沈下、コンクリートの摩耗、剥離、取水樋門の扉門、開閉装置の動作不

良などが見られ、健全性が大きく損なわれていることから、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保するため、早期に施設改修を行う必要があります。

現在まで事業化に向けた進捗状況につきましては、岐阜県が事業主体となり、施設の全面更新をした場合の概算事業費として35億円の見込みで進めておりましたが、平成26年より山口頭首工改修事業検討委員会を設け、現状把握や対策工法の立案、調査、また、許可水利権取得のための検討を進め、固定堰や水門本体、またゲート類、護床工などの調査や検討を行った結果、全面更新とした事業費からコスト削減を図り、概算事業費8億円の改修及び補修とする対策方針に決定したところでございます。

今後の見通しにつきましては、本年度、新たに山口頭首工改修事業推進協議会を発足し、事業採択に向けた協議を行ってまいります。平成33年より工事が着手できるよう現在進めている状況でございます。

なお、施設改修による効果といたしましては、護床工の復旧による根尾川流水の安全な流下、取水ゲートの電動化によって維持管理の軽減及び操作時間の短縮が図られ、農業用水の安定取水、さらには近年頻発している局地的な大雨での糸貫川を初めとする分流河川の氾濫防止に対して迅速に対応することができ、市民の生命、財産を守ることができると期待されております。

[4番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

今お聞きした中に、当初の概算事業費35億円ということをお聞きしておりましたが、コスト軽減で概算事業費が8億円という非常に大きな減額になっておりますが、果たしてその減額によって安全性の確保はできるのかということが非常に懸念されますが、この改修事業で当然施設の長寿命化を図られるのは当然ですが、どこまで安全性が確保されるかということがわかりませんが、この長寿命化に合わせてこういった強靱化がしっかり図られるかというようなことをちょっとお尋ねしたいんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員の再質問にお答えさせていただきます。

山口頭首工改修事業の今後の事業化に当たりましては、事業主体の県であります県営ため池等整備事業での採択の申請を予定しております。当事業としましては、近年集中豪雨や地震等の災害により農業水利施設が被災し、農用地だけではなく、地域住民の生命、財産、公共施設にも甚大な被害が頻発していることから、農業生産の維持や農業経営の安定だけでなく、地域住民の暮らしの安全を確保する観点から農業施設の整備状況や利用状況を勘案し、地域の実情に即した施設の整備、

利用及び保全を総合的に実施されることが重要とされております。

本事業につきましては、総合的な防災、減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、もって災害に強い農村づくりを推進することだとされております。よって、この山口頭首工改修事業におきましても、当該趣旨に即した改修を計画しております。また、施設の長寿命化かつ災害の強靱化工事としての整備効果があるものと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ただいまの長寿命化に合わせて、市民の安全を守るための強靱化も行われるというようなお答えをいただきましたので、そういったことを信じております。できれば33年度よりの工事着手とこういったものをできるだけ早期にできるような要望をしたいとそのように思います。どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、7月の大雨特別警報発令時の状況について先般市長様からの行政報告の中に多少書かれておりましたが、どんな状況であったかということ詳しくお聞かせ願えたらありがたいかとこのように思います。よろしくをお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、大雨特別警報発表下におけます本市の状況につきまして、時系列的に少しお答えをさせていただきますと思っております。

本市では、7月4日午前11時40分に大雨警報が発表されてから、警戒第一体制といたしまして、各庁舎に3名から5名程度の職員を風水害警戒班として配置するとともに、総務課及び建設課の職員をそれぞれ庁舎に待機させまして、市内の巡視、関係機関との連絡調整など24時間体制の警戒をしたところでございます。

大雨警報は継続されまして、さらに7月7日午前10時25分に土砂災害警戒情報が発表されたため、警戒体制を第二体制となります総務課、建設課、教育委員会の職員を増員するとともに、警戒本部を設置いたしまして、気象情報及び土砂災害の詳細の情報の収集に当たったところでございます。

その後も大雨が続きまして、御承知のように午後0時50分に本市を初め県下6市1村、最終的には15市町村になりましたが、岐阜県で初めての大雨特別警報が発令されて、Jアラートを介した一斉通報により、国から住民への注意喚起の放送が流れるとともに、携帯電話へのエリアメールやテレビ等でも注意喚起がなされたところでございます。

これによりまして、市長からの指示によりまして本部員を招集し、午後1時50分に第1回の災害

警戒本部会議を開催いたしまして、これまでの本市における気象状況や根尾川の水位状況、市の体制などの報告、根尾地域及び本巣地域の自主避難者の受け入れ体制や、今後の気象状況を踏まえた対応等について検討をいたしたところでございます。

その後、午後4時に第2回の警戒本部会議を開催いたしまして、根尾地域東谷エリアが土砂災害警報レベルに達するというおそれがございましたことから、災害対策本部に移行いたしまして、さらには夜間の避難を避けるために、早目に根尾東谷地域110世帯187人に対しまして、根尾文化センターへの避難勧告を発令し、対応職員の配置や増員を行ったところでございます。

午後7時に第2回の本部対策会議を開催いたしまして、根尾東谷地域からの避難者数や避難者の健康状態及び食料、寝具の配付状況などについて報告をいたしました。

その後、午後10時に第3回の災害対策本部会議を開催し、今後の降雨状況や土砂災害及び河川の水位を注視しつつ警戒体制を維持することといたしたところでございます。この間、他市町においては、短時間豪雨や河川の増水により災害が発生いたしましたが、幸いにも本市におきましては、豪雨もなく大きな災害には至らなかったというところでございます。

翌8日の午前7時30分に第4回の本部会議を開催いたしまして、降雨状況、土砂災害の発生状況や河川水位状況を報告し、避難者の健康状態の確認と今後の体制などについて協議をいたしたところでございます。根尾東谷地域にある住家のある地域が、土砂災害警戒レベル外となったため、今後の降雨雨量の予測を確認いたしまして、同日10時30分に避難勧告を解除したところでございます。

その後、13時10分に大雨特別警報が解除されたことに伴いまして、市対策本部から警戒体制へ移行し、14時25分に土砂災害警戒情報が解除され、15時15分に大雨警報が解除されましたことによりまして、市の警戒体制を解除いたしたという状況でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

比較的速やかで迅速な対応がとれたかなというようなことで、非常に感謝しております。

続きまして、最初に述べましたように東海地方だけ地震の被害が近年ぽっかりあいたようにないというようなお話をしましたが、実は糸貫分庁舎、私が中学生のころに建った記憶がございまして、もう先ほどから49年という話が出ていますが、50年近くかなあと思っていたわけですが、糸貫分庁舎に産業建設部門と上下水道部門の部署が入っておりまして、これは恐らくそういった災害を受けたときに非常に重要な役割を果たす部署かと思っております。その糸貫分庁舎の耐震性というのがどれほどあるのかよくわからないのですが、どれくらいの耐震度I s値というのがあると思えますけれどもお聞かせ願えたらありがたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、糸貫分庁舎の耐震性ということでございますけれども、糸貫分庁舎につきましては、昭和44年7月に現在の産業建設部、上下水道部及び会議室などがございまして西棟が建築されまして、平成元年2月に糸貫の地域調整課や旧議場などがございまして東棟が増築されております。

東棟につきましては、昭和56年5月の新耐震基準以降の建築物でございますので、庁舎西棟について平成20年度に耐震診断を行った結果、構造耐震指数I s値でございますが、1階が0.48、2階が0.74であったことから、同年にI s値0.75を目標といたしまして耐震補強計画を策定し、耐震補強工事鋼板内蔵RCブレース工法でございますが、これを実施したところでございます。庁舎西棟のI s値は、1階部分が0.76、2階部分が0.81と、この耐震補強によりましてなっておりますところでございます。

なお、議員御指摘の西棟の一部の隔壁撤去につきましては、平成20年度の耐震診断の時点では既に行われておりまして、それも踏まえた耐震診断結果による耐震工事を行ったことから、耐震改修以降の隔壁等の撤去については実施しておりませんので、現時点では耐震上の問題はないものというふうに考えております。

しかしながら、糸貫分庁舎につきましては、昭和44年の建築から既に49年を経過しておることとございまして、こうした老朽化というのを心配しておりますところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

実は、糸貫分庁舎に上下水道課がございまして、恐らく水道のホームメーターとか全部そこにあるものと私は思いますが、まずそれがいいのかどうかということをお聞きしたいのと、恐らく建設部門、上下水道部門はあるということはかなり拠点庁舎としての機能をしなければならないとそんなふうに考えますが、拠点庁舎に望まれるI s値というのは0.9だったと記憶しておりますが、実際に今統合庁舎に向けての動きがありますが、その庁舎の建設を待つまでそれでいいのかというようなことが非常に疑問でございます。その点について0.9私は欲しいと思うんですけども、大丈夫やというようなお答えをいただいたんですけども、まずメーターが本当にそこにあるのかどうかということと、統合まで本当にこのままいいのかと、本心でのお考えを私は聞きたいと思うんですけども、いいですか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

今、上下水道等の使用機器でございますが、1階に置いてございますところでございますが、耐震上の問題につきましては、基本的には今議員が申されました0.9というのは理想かもわかりませ

んが、耐震補強に当たりまして0.75を一つの目標として耐震補強をしたところでございます、その結果、その数値を上回っておるというところから、現時点では構造的には大丈夫だろうということでございます。しかしながら、先ほど申しましたように、経年劣化という観点から少し心配なところもございますが、もし非常にそうしたことで問題があるということであれば、そうした機器の移設についても今後検討していかなければならないというふうには考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

実際のところ、昼間に職員が勤務しているときに地震が発生したというようなときに、被害を受けると職員もダメージを受けると。庁舎というのは一般市民も昼間来る場所でございますので、庁舎に行っておって被害に遭ったというようなことはあってはいけないと思いますので、ぜひとも早期にできる対応をとっていただきたいとこのように思います。ましてやメーターが本当にそこにあるようなお話を今されたと思いますので、メインメーター等に移設するなどの対処が必要かと思っておりますので、そういったことを私から要望したいと思います。

続きまして、またブロック塀の関連でございますけれども、通学路を見ておりますと、通学路の両側がブロックであるようなところもございます。あれ以来児童たちがそこを通っていくのを心配で見ているわけでございますけれども、それ以後、当然通学路の点検は実施されたとそんなことを思うわけでございますけれども、点検された結果についての危険箇所数がどれくらいあるのかとか、それに対して今後どのような対応をしていくのかとか、そういったことをお聞かせ願えたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

通学路の点検結果についてお答えします。

本年6月18日の大阪北部地震発生後、すぐに各小・中学校長に対して、速やかに通学路の点検を行うよう指示しました。教職員は専門的な知識を有していないため、おおよその点検基準を示しました。目測で高さ約2.2メートル以上であるもの。目測で高さ約1.2メートル以上であり、一部が崩れている、ひびがある、傾いていると思われるもの。そのほか、地震等で倒壊するかもしれないと思われる工作物という3点です。あくまでも教職員が見て判断した結果のため、信憑性に欠け、正確な数とは言えませんが、市内全小・中学校の通学路脇で危険だと思われる箇所は206カ所ありました。その中には、ブロック塀だけではなく、倒壊しそうな家屋、石柱、野積みされた岩やブロックなども含まれています。

ブロック塀については、現在、専門家の判断を待っているところです。担当課による調査の途中経過報告では、その数は大幅に精査されていると聞いています。ただし、緊急を要すると思われる箇所につきましては、既に学校の判断で地域の理解を得て通学路を変更し、児童・生徒の安全を確保しています。

今後は、担当課による最終報告を待って、通学路の再検討や児童・生徒が危険な場所や環境に近づかないなど、危険から逃れる力を身につけるよう各学校で対応しているところです。

〔4番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

迅速な対応をいただいて、緊急性のあるものについては通学路の変更等もされるということで、安心しました。通学路におきまして前回も同じことをお聞きしたんですけれども、水路への転落事故があったりとか、見通しの悪い場所等で連れ去り事故等があったというようなことが全国で毎年のように起きているわけがございます。先般の新聞にたまたま文部科学省からランドセルを軽くしてというようなことで、各教育委員会に要請を出すというような記事が出ておりましたので、そんなことも含めまして今後どのような対応をされていくのかということについてちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

事故防止のための対応についてお答えします。

本巢市においては、子どもの安全確保のために次の4点に重点をおいて取り組んでいます。

1点目は、先ほど申し上げた通学路の安全確保です。防犯の視点を含めて通学路点検を行うとともに、教師もともに歩いて、児童・生徒自身にも危険箇所を認識させています。

2点目は、学校における安全教育の推進です。安全マップの作成による危険箇所の洗い出し、警察などとの連携を図った防犯教室の実施、日本公衆電話会のこども手帳を活用した危険回避の学習など、児童・生徒の危険予測力や回避力の育成を図っています。

3点目は、情報共有体制の徹底です。不審者出没の場合は、すぐに緊急メールにて全保護者や見守り隊の人に伝え、教職員引率の集団下校等も行っています。また気象警報発令時は、学校待機や引き渡しの体制を整えています。

4点目は、地域全体による安全確保です。地域の方々のお力による登下校の見守り活動や子ども110番の家といった緊急避難場所の設置など、地域全体で見守る体制の整備を充実させています。これら地域の力が犯罪を起しにくい環境をつくり出すことにつながっています。

今後も、登下校も含め子どもたちの命を守り抜くこと、地域の子どもを地域で守り育むことを最重要視し、学校の危機管理、地域の協力体制の構築にさらに力を入れてまいります。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

児童・生徒の事故が起きてからではおそいので、事前にそういった事故防止ができるように、今後とも精いっぱい取り組んでいただきたいとそのように思います。

続きまして、自然保護についての質問をさせていただきます。

近年、生物多様性の劣化が加速度的に進んでいるとこんなことが言われておりまして、国におきましては、生物多様性基本法というのを制定しまして、生物多様性国家戦略2012から2020というのを閣議決定しております。環境省はそれを受けて、生物の多様性を保全する、そして、人間というのは生きていく上で生物がなくてはならない、生物を利用して生きているわけですので、将来にわたって生物資源を持続的に利用できるようにということで、2020年までに都道府県及び市町村に対してもその地域に合わせた生物多様性の地域戦略を策定しなさいというような指針を出しております。

本市においてもそれは否めない、同じような状況が見られるわけですが、本巢市は水生生物の調査について継続的に行われておりまして、そのデータが集積されていることとしますので、その中から特に植物等は比較的古くから外来生物が侵入しておりましてデータというのがちょっと変化がわかりにくいので、水生生物の部門で動物について、本市においてはどのような状況にあるのかということ、できたらお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それでは、お答えをさせていただきます。

水生生物調査につきましては、市内を流れる根尾川及びその支流におきまして、水生生物の実態及び生息環境を把握することを目的に、平成20年度から実施をしているところでございます。

議員御質問の過去の水生生物調査結果におけます確認種数の推移につきましては、平成24年度の35種類に対しまして、平成29年度は28種類と7種類の減少が認められるところでございます。また、個体数については、各年度において増減に多少のばらつきがあるものの、平成24年度の1,906匹に対しまして平成29年度は1,933匹と微増ということになっております。なお、北部については種数が少なく、南部は多いということが特徴となっているところでもございます。

また、質問にありました近年の劣化率が高い動物でございますが、特に劣化率が高い水生生物に

つきましては、ニホンウナギ、イワナ、モツゴ、カワバタモロコ、アカザなどというような状況になってございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

ありがとうございました。

まずもって岐阜県内の市町の中で、こういった調査をしておる自治体というのは非常に少ないので、平成20年度からこういったことに目を向けて、毎年継続的に行われているというようなことに非常にありがたいことだと感じております。

そんな中で、水生生物の中の動物については、平成24年度35種だったのが平成28年度には28種と7種類がいなくなっているぞと。調査水域というのは決まった水域だけでやっているの、その水域外にいるのかもしれませんが、決まった範囲内では7種類が減ったと。個体数については、平成24年度1,906に対して平成29年度は1,993と遜色ないわけですが、環境の変化によってある同じものがたくさんふえて、種類としては減ったということと認識しますが、実際に種類のには7種類も減ったというような御報告をいただきました。非常にこの劣化率が高いように思いますけれども、実際に本巣市在来の生物の多様性の劣化の率については御計算されているのか、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

洞口市環境部長。

○市民環境部長（洞口博行君）

それではお答えします。

調査期間内におけます劣化率につきましては、平成23年度の在来水生生物77種類ございまして、平成29年度は71種類となっておりますので、6種類の減少が認められますので、多様性の劣化率は8%ということでございます。

なお、調査期間内の最大劣化率につきましては、平成23年度の77種類に対しまして、平成28年度でございますが67種類ということになっております。10種類の減少が認められますので、ここににつきましては最大劣化率が13%ということになるということでございます。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

寺町議員。

○4番（寺町 茂君）

先ほどお聞きした35種類とか、28種類というのは、あくまでも魚類を中心とした動物と思いますが、ほかの生き物を入れると平成23年度77種、平成29年度71種で多様率が8%減ったと。実際には、

平成28年度にはもう少し減少が大きくて13%もの劣化があったとこんなようなお話をいただきました。確実に本巢市においても生物の多様性が徐々に劣化しているという現実が目の当たりにわかるわけでございます。

質問2番に入りますが、生物の多様性を守って豊かな自然を将来に残すということは、これから将来の人々にとっても非常に重要なことかと思えます。生物の多様性を守りつつ、保全しつつ、そしてそういった生物資源を将来にわたって利用できるようにするために、生物多様性の地域戦略を策定せよとこのような通達があったわけでございますが、本市においても当然のごとくそういった策定をしていく必要があると感じるわけでございますが、そういった策定を見据えて自然環境部門に関する部署を設置する、もしくは担当官を配置するなどの必要性があるかと思えますが、そういったことに対してどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、洞口市民環境部長に求めます。

洞口市民環境部長。

**○市民環境部長（洞口博行君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

本巢市第2次総合計画におきまして、自然環境は、第1章第1節の環境と共生するまちに位置づけられておりまして、議員がおっしゃられたとおり、本市の豊かな自然を将来に残すことは大切なことということで考えているところでございます。

議員御質問の生物多様性地域戦略の策定も見据え、自然環境に関する部署もしくは担当官を配置すべきにつきましては、本市に生息する生物の多様性の保全や持続可能な利用を進めるためには、現在、各所管課が取り組んでおります施策を始めとしまして、幅広い分野での取り組みが必要であることから、今後も各所管課との連携を図ることにより進めていきたいというふうに考えております。また、担当課の配置でございますが、これらの貴重な資源を後世に残すために、自然環境の保護についてPRを引き続き実施をしていくとともに、市民協働によりまして豊かな自然環境と生態系の保全に努めるとともに、極めて専門性が高い分野ということでもございますので、必要に応じまして大学や研究機関等と連携を図ることによって進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

寺町議員。

**○4番（寺町 茂君）**

ありがとうございました。

別添の資料としまして、岐阜県の生物多様性戦略と岐阜市の生物多様性戦略をつけさせていただきました。ほかにも岐阜県内では、高山市が生物多様性戦略を策定しておりますが、今お答えのように生物多様性戦略というのは、非常に専門性が高いものでございまして、岐阜市の場合は岐阜大

学、岐阜薬科大学、もしくは生物関係に取り組んでいるNPOやら民間の団体等との協力の上で策定してまいりましたことを私も目の当たりにしております。今お話にございましたように、本市においてもそういった各課の連携及び専門家の導入及び民間の協力等を得て進めていきたいということでもございましたので、実際に劣化が先ほどの御報告のように生物多様性8%最大13%あるというようにお話をいただきましたので、できるだけ早急に考えていただきたいとこのように私から御要望いたします。

いずれにしましても、非常に災害が多い年であると、これが想定外とか特別な年と考えるのではなく、これからこういった年が当たり前になるのではないかというような考えにおいて防災をどんどん強化していただきたいとこのような思いで質問を閉じさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

**○議長（鰐本規之君）**

暫時休憩といたします。11時でいいかね。先輩諸兄がぶつぶつ言っておりますので、中をとって11時5分に再開をいたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時07分 再開

**○議長（鰐本規之君）**

再開をいたします。

続きまして、5番 河村志信君の発言を許します。

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

昨今の災害の多発につきまして、寺町議員よりも質問がありましたが、災害時の生命を守るという観点からも、とても重要なテーマと考えます。重複する部分については御理解をお願いいたします。

1番、災害時の行政の対応について質問をします。

7月に発生しました西日本豪雨において、水害、土砂崩れなどにより岡山、広島など、225名ほどの方が命を落とされました。岐阜県においても、7月の豪雨により、関市上之保地区では津保川の氾濫により家屋の水没など甚大な被害が発生しました。本巣市でも、根尾東谷川の増水により、松田や大須地区に避難勧告が出されました。迅速な対応のため大きな物的、人的被害はなく安堵するものであります。災害は忘れたころにやってくると申します。いつかは本市におきましても自然災害に襲われる可能性があります。

平成28年に作成されました本巣市防災ハンドブック、手元にございますので披露させていただきます。こちらになります。こちらにつきまして私もこういう機会に初めて探し出して見たようなことで、なかなか何も無いときというのは見ないものになっております。

その中身ですが、本巣市防災ハンドブック、洪水・土砂災害編という形になっております。この

中身につきましては、ハザードマップ、年配の方ですとハザードって何だと、緊急時といひましょ  
うか、そういうときの水害であるとか、洪水であるとか、土砂崩れを予測される場所を赤とか黄色  
で表示してあると、こういうものをいま一度見る必要があるのかなと。

県のほうからも、岐阜の防災ハンドブックと結構厚い冊子になっておりまして、これも機会があ  
りましたので、県庁のほうへ出向きまして入手しました。本巣市においても本庁舎にあるのを確認  
しましたので、もし興味のある方があれば入手していただきたいなと思います。

本巣市防災ハンドブック、洪水・土砂災害編によれば、1番、避難準備、第1段階ですね。避難  
準備としまして高齢者への避難勧告も含めると。2番、避難勧告。さらにひどくなりますと避難指  
示、これはもう緊急事態になりますね、の3段階があります。

7月の西日本豪雨のとき、関市での事例で言いますと、上之保地区での増水の情報が、水位計を  
新しく設置したばかりでデータ不足のため、災害対策本部でその情報が伝わらず、そのために避難  
のタイミングがおくれたとのニュース報道がありました。過去、本市におきましては、早目の避難  
指示が空振りになることを恐れず、果敢に指示を出され、高い評価を受けた経緯があると聞いてお  
ります。

広範囲なエリアにおいて、局地的な増水や土砂災害の発生の把握は困難が伴います。基本、現地  
の住民の方が危険を察知し、また自治会長の判断による対応も重要と考えられます。ハザードマッ  
プ等を参考に家族単位、自治会単位での勉強会、情報収集体制、避難場所への経由やタイミングの  
確認など、事前に知識を身につけるのも重要と思われれます。

質問の1番です。

本市において、災害時にどのような方法で情報把握をされ、水位状況、冠水の状況、土砂崩れの  
発生状況、道路の寸断など交通網の把握はどのようにされているのかお尋ねします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

#### ○総務部長（畑中和徳君）

それでは、情報把握についてお答えをさせていただきます。

市では、日ごろから県や気象台と連携をいたしまして、気象情報の把握に努めているほか、大雨  
が予想される場合には、注意喚起情報が県から提供されるとともに、気象庁ホームページから5日  
先までの気象情報を確認し、職員に向けて速やかに警戒態勢がとれるよう周知を図っているところ  
でございます。

風水害や土砂災害の警戒情報の収集に当たっては、気象庁の降雨状況、根尾川の水位観測所デー  
タ、県の川の防災情報、岐阜土砂災害警戒情報ポータル「道の情報」などを活用しておりますほか、  
民間の気象情報提供サイト「POTEKA」というのがございますが、これの活用をいたしまして、  
市が独自に設置いたしました外山小学校と真正分庁舎の雨量観測データも参考としているところで  
ございます。

さらに、県の防災行政無線、ファクスを通じまして、県や岐阜地方気象台、木曾川上流工事事務所からの気象情報、河川の水位状況、土砂災害警戒情報などが情報提供されるほか、各関係機関とのホットラインや、県、あるいは越美砂防工事事務所から派遣されます情報連絡員、リエゾンでございますが、これを介しまして必要な助言をいただきながら、情報連携をしているところでございます。

一方、道路の冠水や土砂流出などにつきましては、市の職員や消防団による市内巡視のほか、道路管理者である国交省岐阜国土事務所や県の土木事務所からの情報提供を初め、警察署や市民からの通報により情報収集に努めておるところでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

ありがとうございます。

災害時の現地の状況把握は難しいものがあり、私の知るところでは、消防団員の巡回であるとか、また自治会長への直接のヒアリングであるとか、また先ほど御答弁のありました水位計、インターネットでの情報、気象庁からの情報、今後さらなる情報の把握のスピードアップと精度のアップを願うものでございます。

質問の2番に移ります。

被害状況の収集の結果、避難勧告、避難指示はどのようなタイミングで、どのような方法で市民の皆さんへ伝わるのか、また深夜の時間帯での避難についての可否の考え方をお尋ねします。

昨今では、深夜の2時3時に避難勧告、避難指示が出た場合、かえって危ないというようなことも聞いておりますので、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、避難情報の発令についてお答えさせていただきます。

市では、地域防災計画に基づきまして、台風や豪雨時における警戒態勢や避難情報の発令のタイミングなどをまとめました本巣市風水害タイムラインを策定いたしまして、ホームページでも公表しているところでもございます。

避難勧告及び避難指示等、避難情報のタイミングにつきましては、まず最初に避難勧告の発令につきましては、1つ目といたしまして、土砂災害の危険性が高まり、県から土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度分布図の情報を受けた場合。2つ目に、根尾川の山口水位観測所の水位が氾濫危険水位であります3.9メートルに達し、さらに水位上昇の洪水予報となった場合。3つ目に、記録的短時間大雨情報が発令された場合などの3つのタイミングとしております。

続きまして、避難指示の発令につきましては、土砂災害発生の危険度が一層高まり、土砂災害警戒情報を補足する情報で判断基準を実況で超過している場合や、避難勧告より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断したときというふうにあります。なお、特別警戒情報に準ずる情報や、大雨特別警戒が発令された場合は、速やかに気象情報を確認いたしまして、避難対象地域を選定の上、避難勧告もしくは避難指示を発令することとしております。いずれにいたしましても、避難情報につきましては、被害が想定される区域や時期等情報を適正に判断いたしまして、早目早目の発令をすることが重要であるというふうに考えております。

これらの情報への市民の伝達方法につきましては、防災行政無線により避難を呼びかけるほか、広報車や消防団の巡視により呼びかけを行っておるところでございます。また、市内全域に被害が及ぶ場合や、市民全体に緊急情報を周知する場合などは、緊急速報メールも活用することになります。

最後に、深夜の時間帯の避難につきましては、降雨が激しい中、周囲や足元の状況が確認しがたい夜間の避難は二次災害になるおそれもあることから、できるだけ日没前の明るい時間帯に避難準備、高齢者等避難開始を発令することによりまして、早目の避難行動がとれるように努めているところでもございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

現状の避難所の利用について、新聞等で把握しますと、数%と、やはり皆さん危機的な状況にならないと避難をしないというのがどうも現状のようです。

家屋の倒壊であるとか、水没が発生すればまた違うんでしょうけど、最近の考え方として、自宅での避難、2階とかいうことも今後考えていく必要があると。災害時に安易に外に出ることが、かえって災害をひどくするというような情報もございます。

3番、指定避難所、指定緊急避難所とありますが、その収容能力とか食料、毛布など、その受け入れ態勢はどのような備えなのかお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、避難所の収容能力と備蓄体制について、お答えをさせていただきます。

市内には30カ所の指定避難所と、127カ所の指定緊急避難場所がございます。各施設の収容人数につきましては、指定避難所の合計収容可能人数は約1万4,600人、指定緊急避難場所の合計収容可能人員は6万9,500人となっております。

続きまして、市の備蓄食糧、資器材でございますが、指定避難所である市内の8小学校と4中学

校に平成24年度に整備いたしました備蓄倉庫や各庁舎の防災倉庫で保管しておるところでございます。この備蓄食料等につきましては、市内の人口の4分の1の3食分を基準といたしまして備蓄しておりまして、主な備蓄品といたしましては、備蓄食糧2万7,000食、備蓄用飲料水を500ミリのペットボトルで約2万7,000本、災害救助用毛布を約3,400枚、簡易トイレ用のテントを約100個、し尿処理剤を1万2,000個備蓄し、また要配慮者へ向けました備蓄品といたしまして、粉ミルクを60缶、生理用品を3,000枚、紙おむつにつきましては大人用を850枚、乳幼児用を1,600枚備蓄しておるところでございます。

以上のほかに、このほか照明器具、炊き出し用の調理器具、発電機、ブルーシートや工具のほか、簡易トイレも備蓄しておるところでございます。

なお、指定避難場所になっております公民館や集会所におきましては、自治会ごとに自主防災組織活性化補助金を活用いたしまして、備蓄に努めていただいておりますし、市ではこのほかイオンタウン、生活協同組合コープ、モレラ岐阜などと災害応援協定を締結することによりまして、災害時の物資の不足に備えているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

先ほどの防災ハンドブックハザードマップの中に、ちょっと紹介が忘れましてですけど、指定避難所一覧と、それから指定緊急避難所一覧というリストがございます。これも全員の方が手元に置かれまして参考にしていただけるといい。

ただ心配なのが、例えば住んでみえるところと避難場所が川を隔てていると、じゃあ水害時に川を越えることがいいのかとか、それから場所的に学校とか集会所が、どちらかといえば余り土地が高くない場所、低い場所であるとか、それから裏山が崖であったり植林の山であったりということもございますので、そういう点も今後また精査していただきまして、見直し等も必要かなと考えます。

質問の4番に移ります。

NTT西日本の災害時特設公衆電話というのがございます。

本市では設置がまだとのことですが、岐阜県下42ですか。先月ぐらいに池田町が31番目でこの特設公衆電話を設置されたというふうに聞いております。

今後の本市の対応をお尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、災害時特設公衆電話についてお答えをさせていただきます。

特設公衆電話につきましては、災害発生によりまして、住民の方々が避難所へ避難された場合に、通信設備が影響を受けて通話が不能となった場合に備えまして、あらかじめ主要な避難所に電話回線と電話機の設備を設置するものでございます。

この事業につきましては、NTT西日本と覚書を締結し、実施するものでございますが、29年度末現在で県内17の自治体が設置しておるところでございます。なお、本市では、この特設公衆電話の設置を本年度予算におきまして、指定避難所、主に小・中学校等でございますが、27カ所の60回線程度の設置を予定して現在おります。現在、NTT西日本岐阜支店と設置に向けた協議を進めておりまして、来年1月ごろの工事完了を予定しておるところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

ありがとうございます。

今回の先週発生しました台風21号によりまして、停電が多く発生し、長いところだと3日間ほど電気が通らなかったと。その中で、防災無線でしたですか、停電の情報につきましては中部電力のホームページを見てほしいというような情報でしたが、停電時ですと当然パソコンは起こせませんし、またスマートフォンをお持ちの方はスマートフォンで見られるわけですが、今回の北海道におきましても、スマートフォンの電池というのは非常に寿命が短いわけで、すぐに切れてしまうと、そうなってくると、どっちかという通話、家族との連絡等が優先するとすれば、スマートフォンで停電状況を確認するとかいうのもなかなか難しいものがあると思います。

スマホの充電等につきましては、北海道なんかですと市役所に同時に70とか100とかいう、同時に充電できるような対応ができるというようなことで、新聞ニュースで見ましたですけど、そのようなことも今後対応をお願いしたいものでございます。

後日の新聞記事によりますと、県において、避難情報の伝達方法や水位計の設置など、一連の対応について検証委員会を立ち上げ、その結果をまとめるとありました。その中に市町村が定める風水害タイムラインが機能したか、避難情報の発令基準や伝達方法、水位計のあり方、弱者など要配慮者への対応について検証する。防災対策に不備がないか、またその効果についての検証も、災害後のボランティアの受け入れ対応等、それからその後の災害廃棄物の分別。熊本もそうでしたし、今回の西日本豪雨なんか、学校の運動場なんかにも生ものから家具から、衣類から、水没したものがどんどん運び込まれちゃうというようなことで、非常に混乱しているというようなことも聞いております。処理問題等多岐にわたります。今後、本市の災害時対応について万全の備えをお願いしたいものでございます。

質問の2番に移ります。

本巣市の未来の子孫へ貴重な水源を残すについて質問をいたします。

平成25年4月より、岐阜県水源地域保全条例が施行されました。

清流の国ぎふの中で、澄んだ水は県民の財産であります。

この水を後世に引き継いでいくためには、その源である水源の保全に取り組んでいく必要がございます。この条例は、水源地域の保全のため、土地利用が適正に運用されていることを見守っていくということを目的としていると思います。

根尾地区におきまして、福井、滋賀との県境を水源として流れる揖斐川水系、その支流となる能郷白山を源流とする根尾川、豊富な緑濃い森林に覆われ、そこに降った雨は自然のろ過を経て川となり、その下流域の人間の生活者に不可欠な水を供給しております。

本巣南部地区におきましては、先ほども質問がございましたが、かつて山口市内の頭首工により真っすぐに流れていた糸貫川、それは何万年もの歳月を経て土砂や砂利を運び、肥沃で農業に適した沖積平野を形成しています。濃尾平野、特に私たちの住む本巣市の水田地帯は水利にも恵まれ、肥沃な土壌により、おいしいお米やタマネギ、富有柿、イチゴ、梨、桃などの生育に適し、先祖代々より恩恵を受けてきました。

地表を流れる河川を第一とすれば、第二の河川とも呼ばれる伏流水、地下水ですね、これが非常に価値がございまして、貴重な本巣市の財産といえます。何万年もかけて形成された地下水脈が陸砂利採取やその埋め戻しにより変化するとすれば、それは貴重な本巣市の財産を失うことにもつながります。

過去、セメント工場から排出されたカドミウムの汚染問題がございました。それから、埋め戻し材としてのフェロシルトの問題も過去ございました。世界的に見ても自然の水がそのまま飲める国は少ないと聞きます。将来、日本は飲料水の輸出国になるとも言われています。

質問に入ります。

1番、根尾地区の自然保護状態、森林の保全管理の状況、また水源としての保護管理についてお尋ねします。

#### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、古沢林政部長に求めます。

古沢林政部長。

#### ○林政部長（古沢弘康君）

根尾地域の自然保護状態、森林の保全管理の状況、水源としての保護管理についての御質問にお答えします。

根尾地域では土地面積の9割以上を森林が占めており、このうち民有林の4割ほどがスギ・ヒノキの人工林で、そのほかは広葉樹の天然林が広がっています。こうした森林から良質な水や空気が育まれるだけでなく、多くの植物や野生生物などが生息しており、豊かな自然が保たれています。こうした森林を保全するため、本巣市森林整理計画では、根尾地域の森林の大半を、水源涵養機能を重視する森林と位置づけ、清流の国ぎふ森林環境税を活用して人工林の間伐を実施しております。

また、水源涵養などの機能が低下した保安林については、県により治山ダムの設置や森林を整備

する治山事業が実施されております。根尾地域の豊かで澄んだ水は市民の大きな財産であることから、市といたしましてもこの源である水源としての森林を将来にわたって保護し、整備していくことが重要と考えております。

このためには森林法に基づき、違法な伐採や開発が行われないよう県と連携し、巡視の実施や事業者の指導等を行うとともに、来年度から新たに国の森林環境譲与税が各市町村に交付される予定であることから、税を活用して手入れのおくれた人工林の間伐を強化してまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

私の個人的な趣味ですが、アウトドアをやっておりまして、登山をしたり、自転車で根尾のほうを走ることが多くございます。その中で、都会、愛知県あたりから見えた方が一緒に自転車で走りますと、川が非常にきれいであると。川底が見えること自体がすごいというような評価をいただきます。地元にありますと、それが当たり前で、川なんか、水なんか透明が当たり前じゃないかと思われませんが、実際はすごい価値のある貴重なものだと思います。その保全を今後もよろしくお願ひしたいと思います。

質問の2番に移ります。

本巣地区における沖積平野の宝でもある伏流水、地下水の飲料水としての安全確保について、行政の考え方をお尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、翠上下水道部長に求めます。

翠上下水道部長。

○上下水道部長（翠 直樹君）

それでは、御質問の伏流水、地下水の飲料水としての安全確保につきまして、お答えいたします。

本巣市南部地区におきます上水道水源は、良質で豊富な地下水を水源とし、地表からの影響を受けにくく、不純物や細菌などがまざる可能性の低い深層から取水しており、深さ約70メートルから120メートルの深井戸を水源としております。また、各井戸は取水量や井戸の水位などを監視しつつ、取水ポンプや水位計などの計測機器の点検を定期的に行い、適正な管理に努めております。

浄水処理方法につきましては、くみ上げた原水を塩素消毒により滅菌処理をして配水しております。また、水質管理でございますが、毎年水質検査計画を策定いたしまして、水道法に基づく水質基準51項目と、年1回浄水場において実施しておりますほか、3カ月ごとや毎月、毎日1回の頻度で基準に従った項目の水質検査を実施しております、安全な水質の維持に努めておるところでございます。

現在、岐阜県砂利採取計画認可基準でございますが、こちらのほうでは15メートル以内の掘削深が最大となっております。また、本巣市砂利採取事業などに関する指導要綱におきましても、上水

道の水源地の周囲500メートル以内の区域での砂利採取事業等を行うことを禁止しておりますので、上水道への直接の影響はないものと考えております。

いずれにいたしましても、今後も地下水の安全確保につきましては、関係部局とも連携をしながら、安心・安全な水の供給に努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

現状の南部地域の上水道については、井戸でくみ上げられていると。それも、永久にそこがくみ上げられるってことは保証がないわけですので、また新たな井戸を掘らなければならないということも予測がされます。将来の水源の確保という点でも、この全域の地下水の管理というか、そういうものもお願いしたいと思います。

質問の3に移ります。

陸砂利採取によって、地下水の流れとなる砂利層に変化を来し、また埋め戻されて砂利層がなくなり、水質が低下し最悪は地盤沈下との意見もございます。その辺について質問いたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

議員御質問の砂利採取による水質等の影響について、お答えいたします。

砂利採取事業につきましては、現在市内6カ所で実施されております。県の認可を受けた事業者が実施しておりますが、市では市民の安全、健康保持を目的とし、砂利採取事業等に関する指導要綱を定め、関係者の協力を求め、土壌汚染その他の公害及び災害の発生を防止するため運用しているところでございます。

要綱では、市、地元自治会、事業者を含めた3者協定を締結し、近隣地下水の利用者の水質検査を施工前、施工中、施工後の3回行い、安全を確保するとともに、職員による日々のパトロールを実施し、適切な事業実施を確認しているところでございます。

また、水質への影響が心配される埋め戻し土については、岐阜県砂利採取計画認可基準により届出が義務づけられており、埋め戻し面積が3,000平米以上を超える場合には岐阜県埋め立て等に関する規制の条例に基づき、5,000立米ごとに埋め立て土砂が環境基準に適合していることを証する書面などの提出が必要となっております。

県におきましても、土壌汚染等の災害発生を未然に防ぐため、立入調査が随時実施されており、そのほかにも不定期にパトロールを実施しており、災害発生のおそれがあると認められたときは事業者に対して砂利採取法や県条例に基づく適切な措置がとられております。

地下水の変化については、砂利採取事業との関係を明らかにすることは難しいですが、現在実施しております現場や、過去に実施した現場の周辺で地盤沈下に関する苦情や問い合わせ等はありません。

また、砂利採取事業での最大掘削深が15メートルであることを踏まえ、万が一近隣の地下水利用者から水の濁りや水質変化についての通報があった場合には、事業者は協定に基づき作業を中止し、関係者と協議の上、水質検査等の対応を図り、現状復旧に当たります。

市では、今後も砂利採取事業者には、安全のため必要な協力を求め、県に指導・監督をいただきながら、事業が適正に実施されることを確認してまいります。以上でございます。

[5番議員挙手]

**○議長（鐔本規之君）**

河村議員。

**○5番（河村志信君）**

ありがとうございます。

これは過去の話として認識していますが、埋め戻されるものに不適切なものが含まれるかもしれません。今後も監視の目をよろしくお願いいたします。

また、先ほど質問の内容にございましたセメント工場によるカドミウム汚染、これにつきまして土地改良等により改善されたと。現在も湛水組合という形で、水田に水を張ることによってカドミウムを薄めるのか、出てこないようにしているというふうにお聞きしております。それが、砂利採取の際に表土の土を掘り返すことにより、ひょっとしたらまたそういうカドミウムの含有量がふえるんじゃないかという心配を持たれている方もございますので、重々に監視の目を今後もよろしくお願いしたいと思います。

質問4に移ります。

陸砂利採取による地下水の変化、土壌の変化により、土地、農地としての価値が下がるとの見解もございます。本巢市の将来の農地資産管理という観点ではいかがなものでしょうか。市長にお答えをお願いいたします。

**○議長（鐔本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、御質問いただきました陸砂利での農地への変化、そういうものがあるんじゃないだろうかというようなことでの御質問についてお答えを申し上げたいと思っております。

農地におきます砂利採取につきましては、農地法によります農地の一時転用として認められた行為でございまして、砂利採取後はまた農地に復元するということが農地法の許可要件でございまして、このため、農地法の規定に基づきまして、市農業委員会が農地の復元を確認し、また許可権限者である県に報告いたしております。市農業委員会から砂利採取後に耕作が困難となった農地がある

というような報告はいただいております。

議員御指摘の、今後農地としての価値を引き続き維持するためには、砂利採取後の埋め戻しによる農地復元作業が許可された条件で実施されることが重要でございます。このため、特に復元作業が行われている期間中は、重点的にパトロールを行いまして、適正に復元作業が行われるよう、また許可権限者である県及び市の関係各課が連携をいたしまして、確認を行っているところでございます。

また、万一法令に違反する行為が発見された場合は、砂利採取法等関係法令及び農地法に規定される是正の勧告、また命令を発するなど関係機関と連携し必要な処分を行うことで、砂利採取後も引き続き農地として活用できるよう取り組んでいるところでございます。

砂利採取事業後の農地につきましては、先ほど来からお話でございますように、その多くが農業振興地域内の農地でございますので、今後も適切な農地として利用されるよう引き続き農地の保全に努めてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、砂利採取法、また農地法の規定に基づいた砂利採取が行われるように、今後ともしっかりと監視できるように取り組んでまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

河村議員。

○5番（河村志信君）

きょうの新聞にも、ちょっとショッキングなニュースが載っておりました。豚コレラということで、これは県の迅速な対応で終息するかと思いますが、食べ物で一番怖いのが、風評被害と。仮に本巢市でつくられた農産物が、今後も安心して多くの方に愛される農産物であることを願うものでありますので、今後も監視の目をよろしくお願ひしたいと思ひます。

近年、北海道など、外資系資本による森林の買収が表面化しています。表向きの購入目的はリゾート開発、自然保護目的のトラスト運動、また資産保有などとありますが、本当の狙いは、山奥の水源や地下に眠っている水源にあるとも言われております。人間の生命の源ともいえる水は、とても貴重な本巢市の財産であり、資源でもあります。今後も行政の適切な取り組みをお願いするものでございます。以上で質問を終わります。

○議長（鰐本規之君）

澤村議員にお尋ねをいたします。傍聴者の方も数多くおられます。続けてもし希望されるならやりますし、もしあれであれば、暫時休憩としたいと思っておりますが。

〔「続行で」と6番議員の声あり〕

続行でお願いしたいということで。

議員各位におかれましては、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、続行という形にさせていただきます。

執行部の皆様におかれましては、よろしくお願いをいたします。

また、質問者に対して、執行部の方に対してお願いをしておきます。

12時近くになりますと音楽等がなりますので、答弁または質問等のときには、少しその間中断をするようにお願いをしておきます。

それでは、続きまして6番 澤村均君の発言を許します。

#### ○6番（澤村 均君）

質問に入ります前に一言、私の先輩議員でもあり、28歳には旧糸貫町の町会議員、昨年10月までは本巣市の市議会議員を36年間政治の世界で全うされてきた鶴飼静雄さんが先月、8月3日にお亡くなりになりました。冒頭で、この鶴飼さんへの哀悼に心よりお礼を申し上げながら質問に入らせていただきます。

私がこの世界に飛び込んだきっかけが、ある団体の派遣から広島や長崎、沖縄へと派遣され、研修をする機会が5年ほど前からありました。毎年のように8月15日が来れば戦争の痛ましい惨状が報道されますが、それが過ぎるとまた何もなかったように忘れ去られていく、ただの行事のように扱われているこの悲惨な戦後、戦争。戦後73年が過ぎましたが、この間、戦争もなく平和に暮らしてこられたことに感謝するとともに、第二次世界大戦では日本の軍人230万人、一般国民80万人が亡くなられたと聞いています。亡くなられた方には、改めて哀悼の祈りをささげたいと思います。

私自身は、戦後教育を学校で受けた記憶も余りありません。あの悲惨な出来事は8月15日、毎年の終戦の日のテレビの報道などで見るぐらい、それでした。5年前から長崎、広島、沖縄へと行く機会があり、現地での戦争の怖さ、また原子爆弾の恐ろしさを目の当たりに、資料を見ながら語り部さんの話を聞き、また沖縄では、日本国内で唯一地上戦が行われ、兵士のみならず、数多くの県民や若い子ども達が自ら死を選んだりするなど、今の私たちには想像することもできません。今なお、広島、長崎の原爆では放射能を浴び後遺症に苦しんでいる人たちがいると聞きました。戦後73年が過ぎ、当時を知る人も高齢になり、今では被爆2世の方々の語り部の話を聞く機会がふえてきました。

そこで、最初の質問ですが、当時この本巣市にも日本軍が航空機の滑走路を建設中で、完成間近だったと聞いております。地元の方から講演を2回ほど聞き、写真のパネルや実際のその掘削した跡とかを確認することもできました。もしこの滑走路が完成していたならば、岐阜や各務原のような空爆の標的になったことは間違いないと思います。その貴重な戦争の遺産がこんな身近なところにある。この機会にぜひとも発掘調査などしていただき、過去にはやられたと聞いてはおりますが、改めて保存するなどの方法をお願いしてみたいと思います。

#### ○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

青少年の平和教育のために、席田地区上保にあった滑走路を身近な戦争の遺産とすることについて

て、お答えします。

この滑走路は、昭和19年に陸軍約700人が作業に従事し、船木山南側にて建設が始まり、完成する前に終戦を迎えたものです。国土地理院提供の昭和23年当時の航空写真を見ますと、幅約10メートル、長さ約1,500メートルの滑走路が確認できます。しかしながら現在は、その後の土地の整備のため既に数多くの所有者のものとなっており、約1,500メートルにわたる遺産としては位置づけにくく、さらに開発に係る試掘調査をした際、発掘しても山から運んだ山土が出るだけで滑走路をイメージするのは難しいとの方向がなされました。ただし、滑走路の航空写真は、ふるさと本巣が戦争と大きくかわりがあったことを学ぶ教材として十分活用できそうです。このほかにも、本巣地域にある大平山の山頂には、B29が飛来することを監視していたといわれる山小屋跡が残っています。

これらの身近な戦争の足跡を学ぶことによって、子どもたちに、ふるさと本巣と平和教育とのかかわりを意識させることができます。今後はこれらの資料をさまざまな場で活用、展示していくとともに、市内全ての中学2年生を広島に派遣し、戦争の悲惨さや平和のとうとさについて深く学び、考え、伝えていくことができる子どもたちを育て、安全で安心して暮らせる平和なまちづくりに結びつけてまいります。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

それでは、次の質問に入りたいと思います。

私は、先月広島県の平和教育を兼ね、研修に行つてまいりました。

そのときに語り部さんから、原爆の被害者は全国に散らばっているというお話を聞くことができました。そこで、今回、この本巣市にひょっとしておられるのではないかというお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本巣市内に在住の被爆者数につきまして、お答えいたします。

本市では被爆者数を把握しておりませんが、被爆者援護を所管する県に確認いたしましたところ、県内に334人、市内には9人でございます。

[6番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

県下に334名、市内で9人の方がおられるということでございますが、この近くでそういう経験者、痛ましい原爆の語り部さんになっていただけるような方がおられるということがあれば、もし機会があればですけど、お願いができるとか、そういうことも、これは要望です。一度調べていただきたいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

今回の研修で、私、毎朝ウォーキングをしておりますが、早朝、ホテルを出て、たまたま散歩しておりましたら、福山市役所という前に偶然出くわしました。その玄関には「平和非核都市福山宣言」との石碑があり、その横には「人権が尊重される人間環境都市ふくやま」というきれいなモニュメントがありました。その場は何げなく写真を撮り、ホテルへ帰ったものでありましたが、その日訪れた福山市人権資料館の職員さんからの説明で、戦争や原爆で被害を受けた方々が結婚するときに差別されるなど、さまざまな障害があり、今でも多くの語り部さんの中にはそういうお話をされる方が多いとのことでした。

この人権問題についてですが、福山市御幸町という片田舎にホロコースト記念館という施設があります。説明しますと、この御幸町には皆さんも御存じでしょうが、アンネ・フランクのお父さんがたまたま現地で館長さんがお会いし、親しくなってその資料を福山市へ送っていただける。それがどんどんふえてきて記念館をつくらうということになったそうです。その中には杉原千畝さんのあのユダヤ人にビザを発給した、不眠不休で発給したという資料から、ナチスドイツのユダヤ人に対する人種差別による大量虐殺の資料の説明や、アンネが幼くして亡くなった実存していた部屋の復元した部屋が飾ってありました。

最近の人権侵害などは、LGBTなどマスコミの主張ではすごく有名な話が今飛び交っております。性的差別、また個人的なプライバシーなど、人権侵害はさまざまな場所でもあります。今、沖縄では米軍の基地がいっぱいつくられ、人権が侵害されている、そういう報道も毎日のように伝わってきます。

そこで、本市によってこのさまざまな人権侵害に対して、どのように考えておられるのか、これを市長さんにお尋ねしたいと思います。

#### ○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、藤原市長に求めます。

藤原市長。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、平和教育についての関連での御質問にお答えを申し上げたいと思っております。

その前に、先ほど議員のほうからお話ございますように、戦後73年、戦争の悲惨さの風化というのは叫ばれております。我々はやっぱりこれからも戦争の悲惨さというのをやっぱりしっかりと語り継ぎ、そしてまた原爆の恐ろしさというのをしっかりと後世に残していくということが非常に大事だと思っておりますし、私どももこれからもこの日本が戦争のない、平和な国家でこれからもずっとあり続けてほしい、そういう願いで青少年にもこれからもしっかりと平和教育を行っていき

たいというふうに思っております。

先日も私沖繩に参りました。アメリカ軍が初めて日本に上陸した渡嘉敷島に訪問してまいりました。そこでは島民がみな自爆を、アメリカ軍が上陸する前に自爆をしたというようなことで、大変悲惨な、谷に落ちたり、手りゅう弾で亡くなったりと、そんな現場も訪問させていただきました。こういう戦争の悲惨さというのは、これからもしっかりと風化させることなく語り継いで、これからも日本が末永く平和国家であり続けたいと、あってほしいと、そんな願いを持っておるところでもございます。

それでは、前段のほうが長くなりましたけれども、御質問がございました人権のほうにお答えを申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、福山市では総合計画の中におきまして、人間環境都市というのを都市建設の理念ということで、生命の尊厳と恒久平和の維持、永久の権利である基本的人権の尊重、また市民本位の行政の推進というのに取り組んでおられますけれども、宣言というのは、本巢市と同様の非核平和都市宣言でございます。本巢市も非核平和都市宣言を行っておりますが、同様の宣言でございます。また、本巢市におきましては、第二次総合計画におきまして、お互いを尊重する心通うまちを掲げておまして、具体的な施策と推進につきましては、今年度改訂を予定いたしております本巢市人権施策推進指針という中で、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、あらゆる偏見や差別のない地域社会を目指して、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互の尊重し合うことを実現するため、人権教育、人権啓発、人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修などの施策に取り組んで、市民一人一人の人権が尊重されるまちを目指すということを願って、今、本巢市人権推進指針というものを、今、指針の見直しを行っております。

こういった中で、今、先ほど来お話がございましたような被爆者の方の人権につきましても、この指針の中で包括的に、こういったことのないようにということをやうなうなどしながら推進してまいりたいというふうに思っております。

[6番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

ありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

高齢者福祉についてという質問をするんですが、けさこんなことがあったので、ちょっと報告したいと思います。

うちの前をランドセルを背負った子が8時15分、もうこの時間は通学時間じゃないなと思って、ずっと見守っておりました。そうしたら、南の門のほうへ行ったり、また北のほうへ回ったりと、何かこれは学校へ行きたくないなというのを、その現状を見たときに、以前の私でしたらそのまま

声をかけて車に乗せて送っていくぞということをしたと思うんです。今の高齢者につき合いながら、その中で自立してもらおうという気持ちを育てるという意味で、これは声をかけてもいいと、でもそれ以上は本人の気持ちを大切にしたい。また同じ気持ちになるだろうということを考えながら、ずっと、時間ぎりぎりだったんですけど、登庁時間に間に合わなかったら議長さんに電話しようかと思うぐらい、ぎりぎりだったんですが、何とかぐるっと回っていったら正門の中をくぐるところまで見守って市長さんのお宅を通ってずうっと北へ上がってきたんです。やれやれというところで、やっぱり先生に、学校へ直接電話して迎えに来させるのも手だと思うんですけど、やっぱりこの子は今、悩んでいる。これ、毎日のことだと思うんですね。やっぱりこれは見守るということはやっぱり距離を置いてあげることも大事かなということをきょう改めて思いました。

そこで、きょうの質問ですが、少子・高齢化社会の今、私、相談を受けておる方々が2人おり、見守っております。核家族社会といいますか、生活体系が如実にあらわれた現状ではないかと思えます。子どもがいても、遠く離れて暮らしている。老々介護をしながら生活している。娘さんと一緒にいても会話ができなく孤立している。そういう、一見幸せそうに周りからは見えるんですけど、家の中はそういう冷たい感じで暮らしている方が数多くいるのではないかということで、今回、この本巢市で、そういう高齢者世帯、どのような世帯があるのかを少し数がわかれば教えていただきたいと思えます。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

**○健康福祉部長（久富和浩君）**

本巢市におきます平成30年4月1日現在の65歳以上、高齢者のみの世帯数でございますが、根尾地域が349世帯、本巢地域が926世帯、糸貫地域が988世帯、真正地域が967世帯で、本巢市全体では3,230世帯でございます。総世帯数に占める割合は26.2%となっております。

〔6番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

澤村議員。

**○6番（澤村 均君）**

余りの数の大きさにちょっと驚いておりますが、この人たちを行政の力だけで見守っていくというのは大変なことだと思います。ましてや身内の方、家族の方々の御苦労もかなりあろうかと想像ができます。この中には、高齢者でひとり暮らし、老々介護の家庭、家族がいてもすぐに駆けつけてこられないなど、救いの声が行政に届かない人がいるのではないかという心配があり、きょうの質問に入ります。

みずから救いの手を挙げられない、そういう高齢者の方々に、行政はどのような手だてを打っておられるのかお尋ねします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員の御指摘のとおり、本市におきましても高齢者のみの世帯や、高齢者のひとり世帯が増加しており、支援が必要な高齢者の方が安心して暮らせるためには、見守り活動が重要でございます。

現在、民生委員・児童委員及び地域福祉協力員は、高齢者世帯の定期的な見守りや声かけ活動を実施しており、住民の身近な相談相手、援助者として活動をしておられます。また、社会福祉協議会では、75歳以上の高齢者世帯を対象とし、2カ月に1度の訪問活動を実施しており、高齢者一人一人の状態やニーズに応じたサービスが効果的に提供できるよう努めております。

また、市といたしましては、郵便局、新聞配達店など、市内にある36の事業所と協定を締結し、地域見守りネットワークを構築しておりますことや、独居高齢者の緊急時の連絡等の不安を解消する支援策といたしまして、緊急通報体制支援事業を実施しておりますところでございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

私の質問で、緊急時にどういう対応ができるかというのが一番心配なところなんです。そのために、民生委員さん、近くにおられる方はいいんですけど、やっぱり、隣近所、昔の言葉で言う向こう三軒両隣じゃないですけど、やっぱりこの共助、一番身近なところで助け合っていくというためにも、やはり情報は流すわけにはいきませんが、やはり、こういうみずから声が出せない方には、周りが見守る。何か異変があったら周りが通報してあげる、そういうシステムとしてじゃなくて、皆さんが心構えとして持っていただきたい部分だと思います。私も今、週に1回顔を見に行ったり、そういつてなるべくその場を和ませるようなことをしに頑張っておるんですけど、これには力にも限りがありますので、この3番目、質問として書いたんですけど、これはやっぱりこれからの地域の人間のあり方として、こういう方向で地域の皆さんが孤立しないように、この間の防災訓練のようなときでも、やはりとっさのときにここには誰がいるのかというのは、本当に町内、周りの人たちの目が一番大切だと思われま。どうかこの地域で見守る、この部分を行政のほうからもバックアップというわけじゃないですけど、そういう環境づくりをしていただきたいということです。

これは質問ではなくて、要望でいいです。

ここで3番目に入りたいと思います。

私の住んでいる町内では、数カ月前から農地の砂利採取が始まっております。通学路など車の出入り、通行等には地域の自治会との約束もあり、安全対策をしながら作業しておられると思います。

そこで少し気になることがありました。

作業が終わり、私が散歩をしているコースでもあるんですが、何か前と違うな、側溝が壊れているなあ。縁石、縁石というのは歩道に敷いてあるものですけど、ここは一般の車が通るところじゃ

ないなあ。それが、僕も土木業者をやっておりましたので、これは自然に壊れたものか重いものに乗って壊れたものかぐらいは判断つくと思ひまして、そのことで質問をいたします。

着工前、着工後の写真はもちろんあると思ひれますが、工事終了後に壊れたものは誰が直すのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

それでは、議員御質問の砂利採取業者の道路使用後の復旧についてお答えいたします。

砂利採取事業については、市民の安全、健康保持を目的とし、砂利採取事業等に関する指導要綱を定め、その中で市と地元自治会を含めた3者協定を締結し進めております。市道の管理者である本市におきましては、砂利採取事業実施前後に市道及び側溝等の道路施設状況について、現場確認を行い、砂利採取事業者に対し、道路施設における保護対策の指導や砂利採取後の道路補修等の指示をしております。

道路損傷復旧につきましては、道路法第22条の規定により、道路を損傷し、もしくは汚損した原因者に復旧工事を命じる場合と、道路法第42条の規定により、道路管理者が一般交通に支障を及ぼさないよう復旧工事を施工する場合の2種類がございます。

議員御質問の歩道の塗装等については、明らかに砂利採取事業の運搬と判断されますので、道路法第22条の規定により、砂利採取事業完了後に原因者の責務において復旧工事を行うように指示してまいります。しかし、集水ます周りの沈下や、横断側溝等の損傷については現地調査を行った結果、同一の道路を複数の事業者や一般車両も通行しておりますので、砂利採取業者とは断定できないため、道路法第42条の規定によりまして通行する車両や歩行者に対して通行に支障がある場合には道路管理者として復旧工事などを行い、適切な安全管理に努めてまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

澤村議員。

○6番（澤村 均君）

これ、原因がわからない場合もあるということではありますが、私、ことし県の事業で、境川というところで土砂の搬出作業の監督をしておりました。そこでは、1台1台カンカンというはかりに乗って、1台1台管理していくんです。そこで積み込みをしながら見ていると、道路公団なり国の事業のステッカーの張ってある車は、ここまでというラインが張ってあるんです、ダンプカーに。自分でも1台1台計量しながら、していましたら、大概ダンプカーの下から積み荷が見える状態ではぎりぎりセーフです。皆さんが見て、荷物が見えた車は99%過積載であろうと思ひます。ましてや原石は比重が一番重いものです。これは皆さんが目安として覚えておいていただけるといいかと思ひます。今回すごくいい経験で生かせる場ができたと思ひます。

そこで、これは警察の仕事かと思われませんが、過積載は許されるものではありません。ましてやうちの地域では道路が蛇行しているところもあり、一たび交通事故が起きれば歩道に突っ込む、子どもの命が危ない、そういう観点からも、法律上許されない過積載を取り締まるのは警察ですが、この道路が壊れる、養生してあるにもかかわらず壊れるということは、はるかにこれは過積載が原因だと私は思います。そこで、今後ともこの指導、監査、管理を含めて行政のほうからの厳しい指導をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

午後0時23分 休憩

---

午後1時29分 再開

○議長（鰐本規之君）

それでは、再開をいたします。

続きまして、7番 堀部好秀君の発言を許します。

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ことは災害がとても多くて、先週も台風と北海道で大きな地震がありましたけど、台風のほうでは本巢市にも大きな影響がありまして、被災された皆様に対し私からもお見舞いを申し上げます。

また、本巢市内においても関係部署の皆さんの対応に対して、お礼を申し上げたいと思います。

また、この夏はとても暑く、猛暑で、学校関係もとても苦労したんじゃないかなあというふうに思っております。学校のプールが、水温が高いからといって熱中症になるという話は、私ことし初めて聞きましたし、夏休み中の小学校のプールも午前中に行ったり、また野外学習も天気予測を見ながらやるとか中止にするとか、そういうことも先生のほうは大変苦労してみえたというふうに聞いております。また、学童保育もちよっと見学させてもらったんですけど、おかげさまで本巢市内の小・中学校にはエアコンがもう配備されておりまして、何か聞くところによると、岐阜県下でも50%ぐらいしか公共の学校にはエアコンが配備されていないということでしたけど、幸いにも本巢市には全小・中学校にエアコンが配備されておりまして、学童の皆さんもエアコンのきいた部屋で静かに過ごされておりました。これも、本巢市が教育環境に力を入れてくれたおかげだなあというふうに感謝をしているところであります。

それでは、通告に従って質問に入らせていただきます。

1つ目に、事業評価についてお聞きをしたいと思います。

本巢市では、平成23年3月に策定した第2次本巢市行財政改革大綱に基づき、行財政実施計画により課題を抽出して、改善を行っております。また、平成23年度から事務事業評価を導入して、事業の必要性、効率性等を総合的に分析し、検証を行うために事務事業評価を実施しています。

平成24年度は、23年度に行った事業の中で565の事業に対して内部一次評価が行われ、そのうち

の37事業に対して内部二次評価、そしてそのうちの6事業に対して外部評価委員による外部評価が行われました。平成25年度は、24年度に行った事業のうち125事業に対して内部一次評価を行い、そのうちの41事業に対して内部二次評価、そのうちの14事業に対し外部評価が行われました。26年度からは、評価対象の抽出により26年度は22事業、27年度は21事業、28年度は13事業しか内部一次評価や内部二次評価、外部評価が行われていません。24年度には565の事業に対して内部一次評価が行われたんですが、今は外部評価の数しか内部一次評価も行われなくなっております。

毎年、その年度に行われた事業に対し、どうだったかなというふうに検証し、次年度へ反映させるために、歳入歳出決算説明資料が作成されており、また9月議会でも29年度の分として配付があったところだと思っておりますが、この中に事業の目的、概要、効果や実績を書く欄があります。例えば「淡墨桜の日」おもてなし事業というところでは、概要のところに地域住民のおもてなし意識の醸成と来場者の満足度向上につながりましたというふうに記載がしてあります。概要のところに効果の結果が書いてあるのはなぜかわかりませんが、普通は効果や実績の欄にどんな効果があったかという結果が記載されるはずですが、3月の予算のときにも、事業ごとに予算説明資料が作成され、これにもほぼ決算のときと同じ様式で事業の目的、概要、効果と実績を書くようになっています。

そこで、29年度当初予算のときの予算説明資料とこの議会で配付されました歳入歳出決算説明資料とを、同じ事業で対比してみました。事業の目的は、一般的には一緒になると思いますし、違っていても追加してあるぐらいです。概要もほぼ同じだと思いますし、同じでいいと思っております。ところが、予算説明資料と歳入歳出決算説明資料の効果や実績が同じものがあるんですね。これは、どうなのかなというふうに思います。予算のときには、その事業で起こり得る期待できる効果が書いてあるのが一般的だと思いますが、その年を振り返って事業を検証してくれば、何らかの結果が伴うはずですが。予算のときの期待できる効果がそのまま決算のときにも書いてあるというのは、おかしいと思いますし、何らかの結果を文書で残しておけば、内部一次評価にもなるのではないかなあ。また、そのときにできたらA、B、Cでも、ランクづけでもしておけば、そんなに負担なく内部一次評価ができるんじゃないかなというふうに思っております。

また、事業評価の対象事業には、何年も継続している事業に対し行われることもあります。過去の何年か前のときの事業評価が必要ではないでしょうか。市役所には人事異動があります。担当者がその部署を離れることもあり、また退職していることもあるかと思っております。そのときに内部評価が記録として残っていれば、経年変化も観察できますし、より確かな事業評価が行えると思います。それに、もし外部評価委員が別の事業を評価したいといったときにも、即座に対応できると思います。教育委員会では、文教委員会るときにいつも事務事業の点検評価ということで、教育委員会の事務事業評価を配付してもらえますんですけど、26年度は151事業、27年度、28年度は182の事業に対して外部評価が行われておりますし、それだけの数の事業に対して内部評価も行ってみえると思います。

なぜ、内部一次評価を外部評価の数しかなかったのか。また、それだけの内部評価でいいと

いう理由、また事業評価の対象事業の抽出に対する基準をお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

事務事業評価につきましては、先ほど議員が申されたように行財政改革大綱に基づきまして、事務事業の必要性や効率性等を総合的に分析・検証いたしまして、事務事業の改善を図ることを目的に、平成23年度から実施しているところでございます。

評価の手法につきましては、担当課で評価をする一次評価、一次評価した事業を課長級の職員で構成する検討委員会で評価する二次評価、さらに二次評価した事業を外部の見識を有する方などで構成をいたします外部評価委員会で評価する外部評価の3段階での評価を行っているところでございます。

議員御指摘の絞り込み対象事業しか内部評価を行っていないのではないかということですが、先ほど議員から紹介もございましたように、事務事業評価制度がスタートいたしました平成23年度には当初予算に計上した全ての事業を、また平成24年度には前年度に実施をした事業のうち人件費や補助金、助成金などを除いた565事業につきまして評価を行い、25年度には補助金、助成金、交付金事業を、26年度からは23年度以降に着手した新規事業で、その時点におきましても継続的に行っている事業を対象に評価を行っておりまして、そうしたことから23年度以降、市が継続して実施している事業におきまして、外部評価を含め、評価を受けていない事業はないものというふうに考えております。

また、抽出事業の選定基準と決定方法につきましては、部長級で組織をいたします行政改革推進本部におきまして決定をし、評価を行っているところでございます。さらに、この事務事業評価制度による内部評価とは別に、それぞれの担当課におきましては毎年度実施事業の効果・検証を行った上で、次年度の予算に反映いたしますとともに、事業の実施につなげているという現状でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

1点、再質問をお願いしたいと思います。

実施事業の効果・検証を毎年度行っているとのことでしたが、それを記録にしたものが歳入歳出決算報告書であればいいなというふうには私は考えております。その歳入歳出決算報告書に効果の結果を書いておけば、それがおのずと内部一次評価として記録に残しておけるのではないかなというふうに思っておりますので、歳入歳出決算書には、ぜひ結果を書いてもらえるように徹底しても

raitai to omoimasu.

それで再質問ですが、抽出事業の選定は、部長級でつくる行政改革推進本部で決定しているということでしたけど、例えば29年度に行った28年度の対象事業、これは25年度に新規で行った事業のうち、28年度まで継続している事業の6事業を選んだというふうに書いてありましたが、25年度に新規で始まった事業は数えてみると52ありました。それで、28年度まで継続しているものは確認できるだけでも16ありました。そのうちから6事業が選ばれております。

その6事業の選定基準をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

大野企画部長。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

これは、全ての事業をやるのかやらないのかというところの中で、ある一定の基準を設けまして、先ほど申しましたように部長級で組織する会議の中で決定をしているわけですが、御質問の件につきましては、市民に影響が大きいものや、議論の余地があるということで本部が判断をした事業。また、市民の視点から改善・提案が必要と考えられる事業を、こういった選定基準に基づいて選定をした結果、この事務事業評価ということで対象事業としているというところでございます。

[7番議員挙手]

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

ありがとうございました。

そのときの基準を、どういうふうに決めているのかを一番お聞きしたかったんですけど、いろんな基準がその時々であるようで、年度ごとにいろんな基準のつくり方で事業の対象事業を抽出しているということだというふうに思います。

次の質問に行きます。

本巢市の事務事業評価は、ホームページで公開されておりますので、それを拝見させてもらいますと、内部一次評価、内部二次評価、外部評価の3段階の評価を受けるわけですけど、当然評価が違ふことがあります。担当課での内部一次評価を、悪い評価をするというのは余り考えられないことですけど、内部二次評価で悪い評価がついたり、内部二次評価でもいい評価が外部評価で悪い評価がついたり、いろんなパターンがあるように見受けられます。

この場合、市として対象の事業の最終的な評価とするのは、どの評価なのかお尋ねをします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

この事務事業評価につきましては、先ほど御質問にもお答えをさせていただきましたように、担当部局で評価をいたします一次評価、課長級の職員で構成する検討委員会で評価する二次評価、外部の識見を有する方で構成をいたします委員会で評価する外部評価に分かれて評価を行っているところでございまして、議員が申されましたように、それぞれの評価において必ずしも全てが同じ評価になるものばかりではございません。しかしながら、事務事業評価制度における評価ということからいたしますと、外部評価が最終的な事務事業の評価であるというふうに考えております。そうした中、市といたしましては、外部評価結果及びそこからいただきました御意見を十分に踏まえまして、次年度以降の事業の見直しや事業の再構築につなげているところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

当然、外部評価委員の外部評価が、最終的なその対象事業の評価になるというふうに思います。

それで、評価の仕方を見ていると、外部評価委員に対し、担当課からまず事業の説明があるようです。そして、有識者による外部評価委員の評価を受けると。この外部評価委員が全員本巢市の方で、いろんな事業にも参加していて精通しているということなら、市民の声のかわりになると言えると思います。しかし、そんなことはないはずですが、最終的に事務事業評価となるのは外部評価ということになります。

この評価に市民の声というのは、どのように取り入れられているのかお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

事務事業評価に際しましては、直接市民の声をお聞きし、評価に反映しているものではございませんが、外部評価として評価に加わっていただいております委員につきましては半数以上の市民の方をお願いをし、必要性、有効性また効率性、公平性の4つの視点によりまして、健全な行財政運営の観点に加えまして、市民目線での両面から御判断をいただき、評価をいただいておりますので、評価に何らかの形で市民の声が反映されているものというふうに考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

## ○7番（堀部好秀君）

外部評価委員の方の半数以上が本巢市民ということでしたけど、だからといって外部評価委員が積極的に市民の声を聞きに回るわけでもありませんし、市民の方は誰が外部評価委員かということもわからないので、市民の声を届けることもないと思います。それに、積極的にいろんな事業に直接参加して見聞きしているというわけでもないでしょうから、今の回答で市民の声が十分反映されているとは、私は思えません。

私は8月30、31と事業評価について研修に行って、ほかの市町の議員さんたちと意見交換をしました。私は、本巢市の事務事業評価のシステム、内部一次評価、内部二次評価、外部評価というこのシステムというのはどこの市町でも行っているものだというふうに思っておりましたが、意見交換した市町の中で外部評価を受けているのは本巢市だけでした。ほかの市町は、市民の声の代表として議員自身が対象事業を選んで、それを評価するというシステムをとっているところがほとんどでした。この研修は、通告書を出してから行ったもので、本来ならばなぜ本巢市が外部評価制度を取り入れているのかをお聞きしたかったんですけど、通告書には記載してありませんので今回は聞きませんが、実を言うと、内部評価も余り意味がないんじゃないかという、ほかの市町の議員さんの意見がもう大半でした。でも、そういう市町の議員さんのところでもA、B、Cや点数の評価は書いてないんですけども、事業の効果の結果は、本巢市と同じように決算説明資料のところに、結果としてちゃんと記載がしてありました。これで、私は内部評価として十分ではないかなというふうに思います。事業というものは、ほとんどが市民のために行われるものだというふうに思っておりますし、それならば、やはり市民の声を取り入れなければならないというふうに思います。ぜひ市民の声が事業評価に確実に反映されるよりよい事務事業評価システムを、構築していただければありがたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次の市民運動会についての質問に移らせていただきます。

毎年各地域で市民運動会が行われていて、ことしも10月7日に市民運動会が各地域で計画されていると思います。本巢市の市民憲章にも、一. からだを鍛え、感謝の気持ちを深め、心のかようまちをつくりましょうとあり、市民運動会はこの憲章に沿って、全市民を対象にした唯一の事業であり、健康づくり、地域づくりなどに大きく貢献していると思います。

糸貫地域の市民運動会は、生涯スポーツ振興の観点に立ち、幅広い年齢層の多くの市民が楽しく競技に参加することにより、健康増進と地域相互の親睦を図り、明るく住みやすい地域を築くことを目的とするというふうに定めてあり、ほかの地域も似たような目的がつくってあることと思います。

市民運動会は、教育委員会が一番関連があるとは思いますが、実行委員会形式で運営されていることもあって、教育委員会の事務事業評価の点検評価の対象にはなっておりません。ただ、教育委員会には、市民運動会に対する市民の声が幾つか届いているようで、4地域特色ある運動会を企画され、多くの市民が参加でき、今後も盛り上がることを期待します。真正地区では、自治会単位で参加があり、大切にしたいです。大会参加者が審判等の協力をして、大会進行がスムーズにできて

いる。4地域特色のある市民運動会が企画され、最大の市民交流の場となっている。また、中学校のボランティア活躍が大会を盛り上げ、非常に素晴らしいですといった意見が届いております。

教育委員会の事業評価項目にありませんけど、市民運動会を本巣市としてどう評価しているのかお聞きします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

市民運動会の評価についてお答えします。

市民運動会は、各地域の実行委員会を中心に、市民の手で企画運営されるスポーツの祭典で、昨年度は4地域で約6,000人の参加がありました。子どもから大人、そして御高齢の方までが一堂に会し、体力の向上や健康の保持・増進はもとより、人の心をつなぐ地域コミュニティーの創出の機会となっています。また、こうした町内や他町内との交流や団結、住民同士のかかわりやきずなづくりは、今後いつ起こってもおかしくない大災害などで大きく役に立ち、情報の共有や助け合い、支え合いにつながることを捉えています。さらに、どの地域の市民運動会においても、中学生がボランティアとして参加し、準備や後片づけ、司会進行や招集などを行っており、重要な存在として位置づいています。運動会を通して、世代を超えて地域の方々とかかわり、地域の一員として貢献できたという気持ちや達成感を育み、ふるさと意識を高める貴重な場ともなっています。運動会を通して市民の皆様が、自分たちのまちや文化をつくり上げる力を身につけていることもとうとうのことです。これを企画し、つくり上げていく大人の生きざまを肌で感じる子どもたちも、その生き方を守り、発展させようとするはずです。

このような観点から、市民運動会は、健康づくり、地域づくりの一翼を担い、元気で笑顔なまちづくりに大きく寄与する貴重なイベントであると評価しています。

〔7番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

市民運動会、世代を超えて、また地域のつながり、またいろんな意味で意味のある事業だというふうがいい評価をしてもらっているというふうにお聞きしました。

先ほども紹介しましたが、市に届いている評価というか市民の感想、声というのも結構いいものが多いんですけど、実際は今現代のことですから、娯楽の多様性、また生活様式の変化もあって、市民運動会への参加者は固定化、また減少傾向にあって、開催に向けて実行委員会や自治会、社会体育推進委員等関係者の皆さんは大変参加者の確保に苦労しているのが実情ではないかなというふうに思っております。

糸貫地域の実行委員会の話をさせてもらいますと、会長が席田、糸貫、土貴野の3地区の連合会長の持ち回り、そして各種団体からの代表により22名で実行委員会が構成されております。そして、当日お手伝いしてもらった人、これは中学生のボランティアの方を含めて全部で170名おります。私も体育協会の役員として数年前から実行委員会に参加していますが、どちらかという団体に入っているからということで、実行委員会から指名されて参加しているわけですが、実行委員会は運動会の前日、土曜日昼から会場へ行って準備をします。そして、当日は朝早くから実行委員会、それに係の人全員で残りの準備をして、終わった後、全員で片づけをしております。

先ほど教育長さんからの答弁にもありましたけど、また教育委員会にも中学生のボランティアがすばらしいというような声が届いておりましたが、糸貫地域でも40名ほどのボランティアの方が協力してくれまして、先ほどの案内があったように、アナウンスから招集、誘導、景品配付といった係のそれぞれの持ち場で活躍してくれています。私も合併以来、ほぼ毎年招集・誘導係として市民運動会には参加をさせてもらっているんですけど、そんな関係もあって、自治会の選手として、また競技に一競技者として出ることはありませんし、ほかの係の方も同じようなもんだというふうに思っております。一番最初に体育協会の一役員になったときに、市民運動会の実行委員会から封書が1通届きまして、市民運動会当日に何々招集係に当たっているからお手伝いせよというふうな文書が来ました。人手が足りないのかなというふうに思って地元の自治会にことわりを入れて、当日参加してみますと、みんなちゃんと封書1本で係の担当に、仕事に来ているんですね。それで、自主的に責任感を持って一生懸命、係の仕事をしてみえました。協力団体に所属しているからといって、通知1本でみんなが来て、快く仕事をして、責任感を持って行っている。こういうことは、地域性というか、ある意味田舎だからかなあというふうに思っておりますが、いい風習ですし、残しておきたい風習。これが、もしなくなれば二度と復活することはないというふうにも思います。これは、糸貫地域だけではなく、ほかの地域でも同じことだというふうに思っておりますけど、地元の自治会には協力も手伝いもできなくて、申しわけなく思っております。でも、招集係をしていると、例えば糸貫地域では自治会対抗という協議がありまして、6人選手を選ぶときに、出たい子どもさんがたくさんいるといった場合には、大人の方がじゃあどうぞというふうに出場権利を譲ってあげるといったことも見る場合があります。競技によっては、子どもさんが出るより大人が出たほうがいい成績がとれるんじゃないかなというふうにも思いますが、せつかく子どもさんがやりたいと言っているんだからといって、成績よりも子どもさんの気持ちを大切にしてくれているんだなというふうに、ほほ笑ましく見ております。

糸貫地域では、開会式で糸貫中学校のブラスバンドが入場行進のときに生演奏を聞かせてくれますし、自治会の入場行進をできない自治会のテントに残っている人からは手拍子をしてもらいます。また、ことしは消防団がもっと消防団のことを知ってもらおうということで、会場付近で消防車なんかを持ってきて、消防団のPRをしてくれるというふうにも聞いております。このように競技に参加しない人でも、多くの方に支えられて市民運動会は行われていますし、高齢者の貴重な外出支援、また地域や自治会の皆さんが顔を見せ合うことで、つながりの再構築などにも大きな効果があ

るというふうに私は思います。決して、競技に参加している人たちだけで楽しむといった事業ではありません。

市民運動会に対していろんな声が聞こえてきますが、今後の市の考えをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質問についての答弁を、川治教育長に求めます。

川治教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

今後の市民運動会についてお答えします。

市民運動会は、健康の保持・増進はもとより、地域のつながりを深めることを目指しています。しかしながら、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域コミュニティーに対する意識や市民運動会に対する考え方はさまざまで、参加者の固定化や減少があることは事実です。そのため、各地域では実行委員会を中心に、苦慮しながらも種目や運営方法などを見直していただいているところです。例えば根尾地域では、本年度9月22日土曜日に幼稚園、小学校、中学校の合同運動会・体育祭を午前中に行い、午後から市民運動会を開催してみようとしています。準備や後片づけを園、学校の教職員や保護者と一緒に行ったり、種目や種目数も見直したりして、参加者の確保ができないかという試みです。また、各地域においては、中学校の部活対抗リレー、先ほどの吹奏楽部の演奏、スポーツ少年団のパレード、さらには中学生によるさまざまな係など、子どもの力を大いに生かす工夫も見られます。

今後につきましては、各地域の実情や特色を大いに生かし、実行委員会での十分な話し合いや創意工夫により、開催内容やプログラム、実施日時等をいま一度見直し、幅広い世代の交流が深まる楽しい市民運動会、地域コミュニティーをつくり出すことが大切であると考えております。

〔7番議員挙手〕

**○議長（鰐本規之君）**

堀部議員。

**○7番（堀部好秀君）**

ありがとうございます。

それぞれの地域の自主性を認めていただいたようで、実行委員会や関係者の努力を認めてもらったなあというふうな思いで大変うれしく思っております。

いろんな事業には、統一したモラルは必要だと思いますけど、みんなが市民に喜んでもらえるよう一生懸命努力していることでもあります。さきの6月の議会の際に、敬老会の参加者が18%を切っているから、市で開催するのは考えるといったということがありました。でもその後、自治会長会で多くの意見が出て、アンケートをとることになったというふうにお聞きしておりますが、先ほど教育長さんも、今、全部で4地域で6,000名の参加者があるというふうにおっしゃいましたが、今の本巢市の人口で割ると大体17%になります。前回の敬老会の18%の基準からいくと市民運動会

そのものの継続が危ぶまれるのかなというふうにも危惧しておりますけど、どうしてもこういう事業やイベントというのは、参加率や動員数で成果を図られることが多いと思います。市民運動会というのは、全市民に向けての一番大きな運動の事業、市が全面的に行う、または全面的にバックアップしてもらいたいなあとというふうに思っておりますし、市民運動会以外にも多くのイベントがあると思いますが、ぜひ市民の声を聞いてもらいたいと思います。そして、実行委員会やそのほか多くの市民の方により、いろんな事業が成り立っていること、またその実行委員会や関係者の方も市民であることを忘れてもらいたくありません。本巢市には、何の楽しみもなく、寝に帰ってくるだけというまちにはしてもらいたくありません。本巢市は、住みよさ日本一を目指していると思いますが、住んでいる人も住みよさを感じる、住んでよかったなあと思えるまちにしてほしいと思って、次の質問に移らせていただきます。

公共施設の喫煙所についてお聞きをします。

さきの7月の国会では、受動喫煙の対策強化を盛り込んだ健康増進法改正案が成立しまして、大勢の人が利用する施設、行政機関では2020年4月から原則的に禁煙となることが決まりました。当然、本巢市の庁舎や関連施設も対象になると思いますが、現在、本巢市としてこの法律の対象となると考えられる施設は幾つあるのかお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を、畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、公共施設のうち幾つあるかということでございますが、現在、市が管理する公共施設のうち喫煙所と灰皿等を設置しております施設は37施設でございます。その内訳といたしましては、屋外に灰皿等を設置し、喫煙所としている施設が、建物のない公園施設を含めまして32施設、また屋内に換気扇や空気清浄器を設置しまして喫煙所としておる施設が5施設でございます。この5施設につきましては、本庁舎、真正・糸貫・根尾の各分庁舎と本巢公民館でございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

たくさん施設があるんだなあとということを思いますが、今後その施設はどう対応していくんでしょうか。全施設一斉にこの法律に向けて2020年4月に行うのか、それとも前倒しで行う施設、もしかしたら利用者に配慮して、何とか対策を行ってから法律の施行を待つといった施設もあるかもしれません。本巢市の今後の対応をお聞きします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、市の今後の方針ということでございますが、この改正法につきましては、段階的に施行されるものでございまして、まずラグビーワールドカップが開催前の来年度を目途に多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、その他政令で定める施設及び行政機関の庁舎につきましては、特定施設としまして敷地内禁煙となります。敷地内禁煙におきましては、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられました特定屋外喫煙所を設置した場合は、その場所以外での喫煙が禁止となります。また、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます平成32年の4月1日に全面施行されるわけでございますが、先ほど学校、病院、児童福祉施設等でございますが、これが特定施設の第一種施設と規定されまして、敷地内禁煙が継続されることとなります。また、第一種施設以外の施設の大学や老人福祉施設等が第二種の施設として規定され、屋内では禁煙となりまして、厚労省が定めます技術的基準に適合する喫煙所を設置した場合には、その場所以外での喫煙が禁止となります。本法律の改正に伴う政令等につきましては、今後順次行われることとなりますが、市が管理する公共施設のほとんどは第一種施設に分類されるものと考えておりますことから、敷地内に喫煙所を設ける場合には先ほど申しましたように特定屋外喫煙所を設置する必要がございます。また、さきの質問でも御質問にお答えしましたとおり、屋内に喫煙所が設けられる施設は、各分庁舎と本巢公民館の5施設でございますが、これらの施設につきましては喫煙所を廃止するとともに、各庁舎での特定屋外喫煙場所の設置場所の検討や設置費用の精査、庁舎の統合も踏まえました使用期間等を考慮し、検討してまいりたいというふうに考えております。また、屋外に喫煙所を設置している32施設につきましては、各施設における現在の喫煙所の利用状況や屋外喫煙所の設置場所、設置費用等を精査した上で、望まない受動喫煙を防止することを第一に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

堀部議員。

○7番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

市内にもう何年も前から敷地内禁煙としている県の公共施設があります。そうすると喫煙者は、敷地外へ出てきてたばこを吸うこととなります。そういう光景を地域の人が見ていて、余り好ましくない、みっともないよというふうにその施設に申し入れておりました。今、たばこを吸っている人が全てやめるといふのならそういうものも必要ないと思うんですけど、なかなかそんなわけにもいきませんし、私は今はたばこは吸いませんが、以前は吸っておりましたので喫煙者の気持ちもわかるつもりであります。そういう地域からみっともないと言われるぐらいなら、先ほど部長さんから説明がありましたけど、屋外で受動喫煙を防止するために、必要な措置がとられた場所に喫煙所を設置することができるというふうにも法律には書いてあります。ぜひマナーを守る喫煙者

にも御配慮いただけたらと思いますのでよろしく願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鏑本規之君）

続きまして、私、鏑本規之が一般質問を行いますので、瀬川副議長と交代をいたします。瀬川副議長お願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 16 分 休憩

午後 2 時 17 分 再開

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

議長が一般質問を行いますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を行います。

8 番 鏑本規之君の発言を許します。

○8 番（鏑本規之君）

それでは、一般質問させていただきます。

何せ議長席で小さな字を幾らでも見ておりましたので、非常に目がしゃびしゃびとしておりまして、そういうことのためにと申って大きなものを用意してきましたけれども、これも何となくかすんで見えるようなことでございます。質問内容においては、少し字の読み間違い等々あるとは思いますが、日ごろのことだと思っ御容赦願いたいと思っております。

今回は、7月の豪雨、また台風等々で本巢市においても、いろいろなことが起きました。想像を絶するようなことも起きましたけれども、7月の豪雨の折には市の職員がこの本庁舎に20人以上待機をしていただいて、いろんなことで万が一のことをととのことで、3日間本当に御苦労さまでございました。また、今回の台風においては、前回のことも踏まえ、心を引き締めながら、また待機していただいたことについては、本当に市民にかわりまして厚く御礼を申したいと思っております。

おかげをもちまして、7月の豪雨においては、さほどの被害もなかったということでございますけれども、たまたま岐阜県の知事さんが言っておられましたけれども、そのことを少し引用させてもらうとするなら、この本巢市、また当然この岐阜県というところも他の県と比べると非常に雨等々が多かったにもかかわらず、被害が思ったより少なかったと。豪雨のことにおいては、被害の多かったところと比べると3分の1、4分の1というところでも、被害があったにもかかわらず、この岐阜県は非常に3倍、4倍と雨が降ったにもかかわらず、何とかあの程度で済んだと。これは、常平生の治水に関するところが、我慢のできる、耐えられるだけの岐阜県にしてあるというようなことで話しておられました。

私も根尾のほう、このときの台風にしても、7月の豪雨のときにしても、漁業組合の組合長という立場もありますけれども、河川のほうに出向きまして、車のライト等々で川の流れ等々を見てお

りましたけれども、非常にスムーズと言っはなんですけれども、余りびっくりするような水位にならなかったことは本当に感謝をしたいなあというふうに思っております。また、暴風雨のことにおいては、見た目よりも、やはり周って見ると、すごかったなあというふうに思っております。倒木等々が倒れたり、またその倒木が電信柱を傷つけたりして、停電という形になっておりました。この本巢市においては、私は来て20年そこそかなりますけれども、30時間を超える停電というのは初めてでございました。また、携帯電話等々も届かなかったことにおいて、これからも行政においてどういうふうに対応していくかということも考えていただきたいなあというふうに思っております。事が起きてからでは、物事が成り立ちません。

そういう中において、今回たまたま新聞を読んでおりましたら、認知症の方が電車事故等々によって裁判の結果が出たというようなことが新聞に載っておりました。その裁判は、たまたま愛知県は碧南の大府市で起きた列車事故のことに関してでございますけれども、第一審では、電車の会社からの損害賠償額の請求額が100%認められた判決でありました。そのことについて、訴えられた家族が不服申し立てをして、第二審ということになったわけなんですけれども、二審の判決は50%という形になりました。約700万が350万強という形になったかと思っております。そして、双方が最高裁に判決を委ねたわけでありますけれども、最高裁のほうにおいては家族の方にそれだけの賠償をするだけの責務はないということで、結果的には一円のお金も払わなくて済んだというような結果が出ておりました。

そういうことを含めて、たまたま大府市でしたので大府市のほうに電話をかけまして、どういうことですかというようなこともお尋ねをしました。その新聞記事の中において、認知症の高齢者等の個人賠償責任保険についてという題に移るわけなんですけれども、そのことが大府市のほうではもう実行されているというようなことでしたので、明細についてどういうふうになっているんですかということをお尋ねしました。また、新聞等には神奈川県大和市というところも実行しているということがありました。また、隣の阿久比町も実施の予定とか、福岡県の久留米市も実施の予定とかいうようなことが書いてありましたので、愛知県にしても、福岡県にしても直接電話を入れて、担当職員にいろんな問題を聞いております。そういう中において、それなりの苦労もあるだろうというふうに聞いておりますけれども、この本巢市においても、過去において樽見鉄道でお年寄りの方が電車にひかれたというようなこともあります。幸いにして大きな損害賠償請求にはならなかったことを踏まえまして、私の思いとしてはまだまだ日本中では2市しか実行していないというふうに聞いておりますけれども、この9月議会、また12月議会の中において、新しく制定するであろうというところがあるというふうに聞いております。

本巢市もそういう問題について樽見鉄道も含め、また市の福祉バス等々も含め、認知症の方たちとか、そういう方たちが事故等々に遭われる、また遭ったときの損害賠償ということが発生するであろうというふうに思っております。そういう中において、本市としてこういう問題について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

認知症の高齢者等の個人賠償責任保険事業につきましては、認知症による徘徊のおそれがある高齢者を被保険者とし、踏切事故などにより第三者に負わせた損害を補償する賠償責任保険に市が保険契約者となり、加入するものでございます。当事業は、平成19年に認知症の高齢者が徘徊中に大府市内のJR共和駅構内で電車にはねられて死亡した事故で、遺族側に高額賠償を求めた訴訟がきっかけとなり、神奈川県大和市が平成29年11月に制度を開始して以降、愛知県大府市などが導入をしております。

平成30年6月に制度を導入されました大府市の制度内容につきましては、対象者は認知症などで行方不明になる可能性がある高齢者等で、情報を事前に登録した方のうち、在宅で生活する方が対象となります。保険料は1人2,000円で、保証上限額は個人賠償責任補償が1億円、損害事故が82万5,000円、契約期間は1年でございます。

議員御質問の大府市の契約を本巣市で採用した場合の問題点につきましては、保険会社に確認をいたしましたところ、本市においても同契約内容で契約は可能であるとのこと、特に問題はございません。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

大府市の契約内容等々も取り寄せて見させてもらいました。大きな問題もないだろうということでございます。阿久比町においては、この大府市の内容をそのまま、そっくりとは言いませぬけれども、採用するというようなことを聞いております。たとえ大府市のものをそのまま採用するとしたところ、本巣市においての費用等々についてはどの程度になるのかお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの再質問についての答弁を、担当部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○8番（鏑本規之君）

2番に移っておりますので、よろしく。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本市におけます平成30年7月末現在の65歳以上の高齢者数は1万73人で、医師の診断による認知症の高齢者数は981人でございます。そのうち徘徊のおそれのある高齢者数は78人とされておま

す。認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業を本市で行うとした場合の経費につきましては、保険契約内容を大府市と同等とした場合で、本市の徘徊のおそれのある高齢者78名が全て加入したとして、保険料は1年間で15万6,000円となります。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

大府市の場合は100人を設定して約20万ということになっております。内容については、大府市をそのままということになっておりますけれども、もう少し大府市とは違った方向で契約等々ができればいいなというような思いをしております。と申しますのは、樽見鉄道でも大きな事故があったり、損害賠償請求になった場合に、支払い能力等々の問題も発生したときに、最終的には樽見鉄道は本巣市が多くを負担をしております。そのことが樽見鉄道の損失に対して、結果的に市民の税金がそちらのほうに行くということも考えられますので、市民の方に支払い能力、また責任能力等々も問うことによって、いろんな問題も発生するかというような思いをしておりますので、そっくりそのままではなしに、少し考えていただけたらなあというふうに思っております。これは要望にしておきます。

やるという形にはなっていないわけなのでございますけれども、今聞いておりますと、15万そこそこでできるということになっております。そういう中において、市長が常平生言っておられる、安心・安全、笑顔あふれるまちということになれば、16万そこそこのお金でそういう認知症の方たちの介護している人たちの少しでも負担が軽くなり、そして笑顔があふれるという形になれば、幸いかなという思いをしております。

市長の思いとして、また市長さんとして、今後この問題についてどういうふうに対処していくのかお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、認知症高齢者等、個人の賠償保障事業についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

平成27年1月の厚生労働省の発表によりますと、団塊の世代が75歳以上となります2025年には、認知症の高齢者が700万人になるという推計値が知らされております。高齢者の5人に1人が認知症になるというふうに推測されておられます。本市におきましても、高齢化の進展によりまして、認知症高齢者は今後も増加するというふうに考えられておりまして、その対策といたしまして、認知症予防教室ですとか、認知症サポーター養成講座など、こういうことを開催しながら予防や認知所に対する理解や促進に現在努めておるところでございます。

認知症高齢者が増加する中、使命感、または経済的理由で、なかなか施設に入所できない方々を家族が介護するケースというのがふえております。介護を担う家族の心身の負担と、先ほど来鏝本議員からお話ごさいますように、大変負担ははかり知れないものであるというふうに思っております。大府市で発生いたしました徘徊中の高齢者の電車事故につきましても、家族が目を離れたすきに自宅から行方不明になったということでございます。また、議員のほうからもお話ごさいましたように、本巢市におきましても、平成28年5月に十四条地内の樽見鉄道の踏切で遮断機を上げて中に入って列車にはねられたと。近くの方が亡くなっておるわけでございますけれども、こうした事故もこの市内でも起きております。認知症によりまして徘徊のおそれのある高齢者の家族にとりましては、行方不明、また事故、他人のものの財産を壊す、そのようなことをやらないかという大変不安があるというふうに思っておりますし、また自宅で介護する家族のそういった不安を軽減するためにも、市がかかわって賠償責任保険に対応するというのも有効な取り組みであると思っております。

国内では、今既に大府市等々、幾つかの市が取り組み始めたというふうに思っておりますけれども、大府市も私どもの本巢市も同じような例が起きているということでございます。本巢市におきましても、認知症の高齢者、その家族が安心して暮らせるまちづくりを目指す上でも、議員の御提案にもございましたように、今後、制度の導入について他市町の制度を研究させていただきながら、導入について検討してまいりたいというふうに思っております。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

今、市長さんから前向きな回答をいただきました。樽見鉄道の不破社長にたまたまこの人身事故があったときの対応について伺ったところ、交渉するに当たっても、知った人であり、本巢市の住民であるということで、非常に心苦しいというようなことを言っておられました。当然、本巢の市民の方が世話になっている鉄道会社であります。そういうところにおいて、徘徊の人たちが、一生懸命家族が介護しておっても、何らかの間違いで起きることもあろうと思っております。徘徊の介護すること自体が少し重荷になっている中において、またその後のいろんな諸問題について、賠償責任等々を問われるということは非常にづらいことだろうと思っております。この大府市の事件においては、岐阜新聞を初め、中日新聞、またマスコミ等々で大きく報じられまして、第一審についての批判の記事等々も結構載っておりました。そういうようなことを踏まえて、この本巢市においても笑顔あふれるまちづくりの一環として、早急に加入を進めるように段取りをしていただくと幸いと思っております。市長には、一日も早い決断と実行を移すようお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問は、本巢市体育協会主催の市民ゴルフ大会についてということでございます。

この本巢市が行っている市民ゴルフ大会、題目は本巢市民ゴルフ大会ということになっておりま

す。この本巣市民ゴルフ大会は、前市長の内藤市長さんの当時に、今からでいうと10年以上前、私が市会議員になって当初のころであります。その当時に内藤市長さんからゴルフ税が段々減ってきたと。このゴルフ税というのは、本巣市が自由に使えるお金で、非常に価値のあるありがたいお金であると。そのお金が、段々ゴルフ税が減ってきた、このままいくと結果的には、本巣市のゴルフ場があるわけなんです、そのゴルフ場がもし倒産をしたときには本巣市にとって大きな負担になるであろうというようなことを聞いておりました。たまたま、その当時私も元気でありましたし、内藤市長さんも非常にゴルフが好きでありました。また、同僚の議員もゴルフをやる方が多かったですので、そういう話を聞いたときに、簡単な言い方をすると、本巣市のゴルフ場で多くの人に利用してもらえれば、そう大きな問題にはならないだろうと。よそでゴルフをしてもらうものを、1回でも2回でも本巣市でやってもらえれば、本巣市のほうにお金も入るし、いいことじゃないかなあというような話がそれとなしに盛り上がりました。そういう中において、有志の方たち、同僚の議員、また先輩の議員たちから、本巣市民ゴルフ大会をやったらどうだというようなことが上がりまして、議員各位もそれぞれのゴルフ仲間がおりますので、声をおかけして、そして盛り上げようということから発足したのが市民ゴルフ大会であります。その中において、当然、その当時、市会議員の方たち、議員の先生たちが多く参加しておりましたし、協力も得られておりましたので、この市民ゴルフ大会においては政治色は一切出さないようにしようと。そして、誰でも気楽に来られるような大会にしようじゃないかということで、議員各位の挨拶等々も一切なしにして、広く市民の方たちが憩える、また本巣市のゴルフ場を利用してもらおうという形で行われました。当然、本巣市には、本巣北というところもあります。これは、半分が岐阜市であり、半分が本巣市ということもありましたので、3回に1回か、4回に1回は北のほうでやりましょうというようなことで、本巣だけではなくて、北のほうでもやるようにして実行しておりました。私が参加していた、議員になった当初のころは、市民ゴルフ大会と言われると、貸し切りのような形で1日全部、市民ゴルフ大会の人だったというふうに記憶しております。また、最後のパーティーの席においては、座る場所がないくらい多くの方が参加をさせていただきました。そういう中において、いろいろな形で市民ゴルフ大会というのが盛大に行われてきたと思っております。

どういうわけか知りませんが、私が市会議員をやめた当初ですかね、2年そこそこで一旦議員を辞職しましたので、そのときにだったと思うんですが、平成19年当時にどういうわけか知りませんが、この市民ゴルフ大会そのものがどうも体育協会の中に入ったというようなことを伺いました。体育協会に入ると、市民の税金がそこに使われるというようなことになっているわけなので、もともと本巣市の財政に少しでも貢献しようという形で本巣市の市民ゴルフ大会がつけられたわけなんです、そこに本巣市の税金が逆に使われるということになってしまえば、趣旨の目的から大きく逸脱をしている。極端なことを言うと、180度違うわけなんです。

そういう中において、どうしてこの本巣市民ゴルフ大会が本巣市の体育協会主催の大会になってしまったのか、非常に納得ができないところもあるわけでありまして。そういうことがだんだんと参加される市民の方に知れ渡りまして、市民ゴルフ大会が終わった後でやる親睦会のようなパーティ

一があるわけなんですけれども、その中で市民の税金をいただいてまでこのゴルフ大会に参加するのは抵抗があるというような声が多く上がりまして、そして多くのその参加者から、もうそういう形でなら参加しませんというような形の声が多く上がりました。そういう中において、たまたま私もつい最近、市民ゴルフ大会があるということで友達が、本当は知らなかったんですけどゴルフ大会をやっていること自体が。ゴルフ場に行ったら、きょうやっているよというから、それじゃあ一緒に回りましょうということで参加をさせていただきました。非常にびっくりしたことには、政治色をなくすどころではなく、政治家がそこで挨拶をする、また政治家が、議員が景品を配る等々しておりまして、非常に違和感を感じたところでもあります。そういうようなことから、今回質問をさせていただくわけでありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問の第1番として、市民ゴルフ大会が本巢市体育協会の会員となった理由についてお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

それでは、本巢市ゴルフ協会が本巢市体育協会の会員になった理由ということで、お答えさせていただきますと思います。

平成19年度に岐阜県ゴルフ連盟が岐阜県体育協会に加盟をされ、当時、県民体育大会、現在の県民スポーツ大会でございますが、ゴルフ競技が追加されました。この大会に参加するためには、郡市、市の体育協会の加盟団体であることが必要となりました。そのため、本巢市から県大会へ選手を派遣できるようにするには、本巢市ゴルフ協会も本巢市体育協会の会員にならなければならないということで、会員になられております。以上です。

〔8番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

鏑本規之君。

**○8番（鏑本規之君）**

私もこの質問をするに当たって、本巢市体育協会のほうに、どうして会員になれたのかということ聞きに行きました。そして、会員になる以上は、何らかの形で会合がなされているだろうということを思いましたので、その議事録等々がありますかとお尋ねをしたところ、議事録はありませんというような回答でありました。どういう経緯で本巢市体育協会の会員になったのかが正直なことを言って、今の答弁等々をとってもわからないわけであります。私の知るところでは、ゴルフがオリンピックの種目になったということが一つのきっかけになったのではないかなというふうに思っております。このことについては、答弁者である人も余りよくわかっていないだろうというふうに思っておりますので、次に移ります。

本巢市体育協会の会員になるには、当然、会員となる資格、またなった以上は、その中で行われ

る事業というものはあるかと思っております。その中で少しお伺いをいたします。

体育協会の規約の中に規約第3条の事業というのがあります。その中の(2)について、その事業内容等々について質問をいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

御質問の規約、体育協会の規約の第4条第2項でございますが、そこでは各種競技大会、講習会等を開催することと事業内容についてうたっております。これにつきましては、今御質問の本巢市ゴルフ協会でございますが、こちらのほうでは市民ゴルフ大会を2回、それから郡市大会選考会ということで1回、計3回の大会が行われております。そのほか、種目におきましても、それぞれ回数が異なりますが、この目的であります大会等を開催しておられます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

この中で今各種団体、ゴルフですからゴルフ大会は私の聞くとところによりますと、市民ゴルフ大会を年に2回、そして選考委員会というもの、選手を選ぶための大会を1回やっておるというふう聞いております。そのことは、大会としてやっておられるということは承知をしております。けれども、その中で講習会等と記載されております。当然、ゴルフにはゴルフなりのルール、またいろんなものがあるかと思っておりますが、でも講習会を行ったかとお尋ねしたところ一度もやったことはないというふうにご答えておられました。

次に移ります。

規約第3条の事業の3についてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

御質問の第4条第3号でございますが、調査研究及び指導奨励をすることというふうでございます。この内容につきましては、各種競技やスポーツに関する調査や指導者などの表彰が上げられますが、この事業につきましては、スポーツの普及に関する調査などを必要に応じて行われるものだと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

私の知るところ、これもやっておられません。調査・研究といっても、ゴルフですから何を調査・研究するのかよくわかりません。また、指導者等々ということも書かれておりますけれども、そういうことも一応担当しておられる、またこれに参加しておられる役員の方にお聞きしたところ、やった覚えはないというような回答でございました。

次に移ります。

規約第3条の事業の(4)のことについてお伺いをいたします。

○副議長（瀬川治男君）

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

規約第4条の第4号でございますが、競技力の向上及び指導者の育成を図るということでございますが、これにつきましては、市民ゴルフ大会などを目指して、それぞれに練習されることや大会において競い合うことで競技力の向上を図られておるものだと考えております。また、そのほかの種目につきましても同様に、大会を目指した練習や大会を通じて競技力の向上と指導者の育成を図られておると考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

これは、正直なことを言いまして、ゴルフというものがどういうものかということがよくわかっていない。ゴルフというものは、今までのスポーツと言われる中において、大体スポーツというものは対戦者があって初めて、相手がいて相手と戦うことによってスポーツという形が成り立っていきわけなんです。ゴルフにおいては、相手はいないわけでありまして、ひとりでもゴルフはやれるわけでありまして、誰もいないところでやれるのがゴルフなんです。そして、基本的にはゴルフにはルールはありません。大会をするときにつくられた、大会をスムーズにやっていくためにつくられるのがゴルフのルールでありまして、ゴルフそのものにはルールはありません。そして、審査員もいなければ、競技員もいないというのが基本的にゴルフなんです。ですから、自己申告、自分が幾つ打ったか、自分がどういうふうに戻ったかということをして自己申告する。うそを言えば幾らでもできる。10打っても5と言え、5で済んでしまう、これがゴルフなんです。それをしないということが前提になっていますから、紳士のスポーツと言われているわけでありまして。

そういう中において、指導者の育成等々をどういうふうにするかということも非常に難しゅうございます。そういう指導者の育成について何かやったことがありますかと尋ねたら、一度もやったことがないということでございます。たまたま本巢のゴルフの中には、そういう技術の向上、またルール等々のことを一生懸命で皆に広く知らしめるため、また勉強するためにということで、そう

いう方たちがおられます。これは朋友会のメンバーと言うんですけれども、そういう方たちがおられることによって、その大会、ゴルフ場にはシングルプレイヤーというのがおります。これは、もうなかなかシングルになることは非常に難しいことでございますけれども、私のほうにも、でももう30年近く私はゴルフをやっているけれども、100を切れないという惨めな思いをしておりますけれども、80前後で回る人をシングルプレイヤーというふうに聞いております。そういうような中において、朋友会というものがいろいろなルール等々を教えてくれております。また、技術の向上等々も教えていただいておりますけれども、そういう人を講師として招いて、どうのこうのということもやったことは一度もないというふうに聞いております。

次に移ります。

本巢市の体育協会の役員についてお尋ねをいたします。

会長は、県会議員の松村会長というふうに聞いております。副会長には本巢市の市会議員で堀部議員がやっておるといふふうに聞いております。この人たちが所属する競技団体、競技名は何かお尋ねをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

御質問の体育協会の役員についてのお答えをさせていただきます。

会長におかれましては、ゲートボール連盟に所属されております。また、副会長はお2人お見えですが、それぞれ卓球協会とゴルフ協会に所属をされております。それから、理事長さんにつきましては、卓球協会に、副理事長さんについては陸上競技会にそれぞれ所属されております。以上です。

〔8番議員挙手〕

**○副議長（瀬川治男君）**

鏝本規之君。

**○8番（鏝本規之君）**

松村会長にしても、堀部副会長にしても、本巢のゴルフ協会、体育協会に入っている団体の15名のメンバーの中に2人が記載されております。そういう中において、少しこのことについては、次に移ります。

こういう形で、補助金で運営されている体育協会に現職の議員が役員として名を連ねることについて、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

**○副議長（瀬川治男君）**

ただいまの質問についての答弁を、教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 溝口信司君。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

御質問の役員が現職の議員さんであるかどうかということですが、体育協会の役員は、体育協会の規約第8条にありますように、常任理事会で選出をし、総会で承認されるということですので問題はないと考えております。

[8番議員挙手]

○副議長（瀬川治男君）

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

私も県会議員が会長になったり、副会長が市会議員であつたりすることにおいては、何ら問題はないというふうに解釈はしております。けれども、本巢市の政治倫理要綱は、多分日本中そんなに大きく変わらないだろうと思っております。その中で、こういう団体において入ることはオーケーですよというようなことが記載されておりますけれども、これはよく読んでいただけるとわかるかと思うんですけれども、本巢市の市会議員の政治倫理要綱とは記載をされておられません。政治倫理要綱と記載をされております。政治ということは、政治を司る人の倫理であります。当然、その政治をつかさどる中においては、市長さんも、副市長さんも、当然、議員も入っておるわけなんでありまして。そういう中において、そういう各種団体に入ることについては、また役員になることについては、自粛すべきと記載をされております。自粛という言葉をはもといてみますと、みずから進んで慎むものと、そういう役につくことを慎むものと記載をされております。慎むとはどういうことかなというふうに思ひまして、何せ中学しか出ておりませんので、難しいことはわかりません。広辞苑で調べたところ、慎むとは控え目にすることということが記載をされておりました。そういう中において、どういう目的で、どういう形でこの役員の方たちが市会議員、もしくは県会議員の方たちがやっておられるのかよく理解ができません。そういうことも含めて、本巢市民ゴルフ大会に税金が使われていることについて、大きく私は問題があるだろうと思っております。また、体育協会から支給されているお金についても、景品として使われていると。また、当然、体育協会に会計の報告がなされていますけれども、その計画の中においても、全て景品というふうに記載をされております。そういうことについて非常に疑惑を持っております。

今回は時間となりましたけれども、引き続き12月議会において改めてお聞きをいたします。また、答弁者の方におかれましては、もう少し深くいろいろなことを調べた上での答弁をお願いしたいなあと思っております。市民から預かった大切なお金であります。本巢市民ゴルフ大会がいけないと言っているわけではありませんけれども、体育協会が行うゴルフ大会と、市民ゴルフ大会と別々にすべきではないかなという思いをしておりますので、今回は時間が来ましたのでこれにて終わらせていただきます。

---

散会の宣告

○副議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

9月12日水曜日午前9時から本会議を開催いたしますので御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後3時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 臼 井 悦 子

署 名 議 員 道 下 和 茂